
令和2年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和2年3月23日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和2年3月23日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
12番 久保 雅己君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(1名)

11番 中本 博明君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舂本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君

病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	豊永 充君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	山本 勲君	東和総合支所長	……………	大川 渉君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	重富 孝雄君
建設課長	……………	山本 正和君	学校教育課長	……………	河内 啓次君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。

中本議員から欠席の通告を受けております。

3月5日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は6名であります。

通告順に質問を許します。5番、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回は、3点ほどお尋ねをしたいと思いますが、新型コロナウイルス対策について、それから病院再編計画と重点支援区域選定について、機構改革についてということでお尋ねをします。

まず、新型コロナウイルス対策についてですが、これにつきましては1日も早い終息を願うのみではありますが、地域社会におきまして深刻な影響が懸念される中、高齢者の多い本町におきましても、感染防止の観点から現状においてどのような対策が講じられているのか、また万が一に備えてどのような備えができてきているのか、町民の生命と財産を守るという観点から町としての心構えと対策方針につきまして、概括的な観点からの御答弁をお願いしたいと思います。

次に、病院再編計画と重点支援区域選定についてであります。病院再編計画につきましては昨年9月議会の時点で廃止するものとしておりましたやすらぎ苑につきまして、12月議会の時点では介護医療院への転換という計画変更がされ、最終計画として取りまとめられたところでありますが、計画変更の理由につきましては、老健から介護医療院への転換については不可能とい

う判断が、これが変更されたものであるという説明が12月議会の一般質問でも御答弁いただいたところでもあります。

経営改善を目的とする再編計画の中で、やすらぎ苑の廃止ということで一度は取りまとめられまして、私の反対の声にも耳をかさず、病院、執行部、議会の三者が共通認識を持ったとされた計画が、なぜ昨年末になって急に変更されたのかにつきまして、ここで改めて明解な説明をお願いしたいと思います。

また、先般、国の地域医療構想の実現に向けました重点支援区域に指定されたというこの話が、何も前触れもなく飛び込んでまいりました。今回の再編計画の議論のプロセスにおきましては、重点支援区域の話は一切ございませんでしたので、まずはこの重点支援区域の指定が再編計画に及ぼす影響の有無について、また影響を及ぼす場合は具体的にどのような影響があるのかについて、御説明をお願いいたします。

なお、通告では8点ほど通告しておりますが、最初の1、2点のみについて答弁で、あとは再質問ということにさせていただくことを確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、最後、3点目が機構改革につきまして、周防大島町誕生以来15年半、まちづくりの原動力となるべき役場組織の機構は、大きな変更が見られませんが、過疎、高齢化の進行などに伴いまして、医療、交通、ライフライン、空き家、耕作放棄地、イノシシ問題など、新たな課題が次々と沸き上がり、このような諸課題に対してなかなか成果が上がっていないのが実態ではないかと思われまます。

非常に厳しい社会情勢のもと、官民共同のまちづくりも言われて久しいものがありますが、やはりまちづくりの進行役、推進役は行政が担うべきものであり、まちづくりの原動力として行政組織を機能させ、将来に希望をつなぐ責任が自治体にはあると考えております。

時代の変化や環境の変化に的確に対応しさまざまな課題に対処して、希望の持てる幸せに暮らせる町にするためにも、また周防大島町の具体的なビジョンを反映するための重点政策に特化した大胆な機構改革も必要だと考えますが、このことについて町長の認識をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの新型コロナウイルス対策についての御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

本町における新型コロナウイルス感染症への対策等につきましては、本定例会初日の行政報告におきまして既に御報告をいたしましてので、詳細は割愛させていただきますが、2月27日に

町新型コロナウイルス対策本部を設置し、町民の方には相談窓口、手洗い、マスクの着用等について周知をし、また町主催の行事や不特定多数が参加、来場するイベント等は中止、もしくは延期を原則とするという基本方針を決定し、平成29年2月に大島郡医師会の指導のもとに策定いたしました周防大島町新型インフルエンザ等対策マニュアルに準じて、地域の感染予防蔓延防止対策を行ってきたところであります。

既に御承知のとおり、3月3日に県内で第1例目となる新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認され、その後新たに御家族2名の感染が判明し、県内において合わせて3名の患者が確認された状況でございます。済みません。またその後に出ておりますが、この御質問をいただいた時点ではそういう状態でございます。このため、3月4日に第2回目の町対策本部会議を開催し、マニュアルに基づき地域未発生の段階から、地域発生早期に引き上げ、山口県新型コロナウイルス感染症対策本部との連携を強化し、感染症対策の徹底、手洗いや咳エチケット、人混みを避ける等の対策などの予防対策を強化したところであります。

3月6日にはPCR検査が保険適用となりましたが、医療体制につきましては、これまでと同様に当面、県の保健所が対応するということとなりますが、本町におきましては大島郡医師会、病院事業局等とこれまで6度の会議、研修の場を通して情報共有を図っており、今後、感染の拡大や陽性者が出た場合については、県の要請に応じ、県や医師会等との連携により適切に対応していくということを確認をいたしているところであります。

高齢者への衛生面、生活面への支援につきましては、3月9日に大島郡医師会、病院事業局、町内介護施設やサービス事業所等と新型コロナウイルス対策についての研修会を実施したところでありまして、町民と同様に手洗い、マスクの着用等、個人でできる対策防止とともに、相談窓口保健所でございますが、これの周知徹底、また高齢者にかかわる介護職員等による感染防止対策に万全を期することで、高齢者の安全な生活につなげていくことといたしているところであります。

幸いにして、現段階におきましては本町では感染者は発生しておりませんが、今後におきましても町民の皆様と健康を守ることを第一に、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底して行い、蔓延防止に全力で努めていくことが最優先課題であるとの認識をしております。

そのためには、新型コロナウイルス感染症に対する正確な情報の取得に努め、感染の予防に向けて最新の注意を払い、町民の皆様と正しく情報を提供、伝達するとともに、町内で感染者が発生した場合は、高齢者や基礎疾患がある方は特に重症化しやすいことを念頭におきまして、県と緊密に連携し早期に適切な受診、円滑な入院医療につなげるよう、必要な支援を行う必要があるとも考えておるところでございます。

また、患者や感染対策にかかわった方々の人権に配慮した取り組みを行うなど、今後事態の進

行等によりまして、適時国県と相談しながら実情に応じた適切な対策を推進し、感染の拡大を防いでいきたいと考えております。

さらに、3月14日の改正新型インフルエンザ等特別措置法の施行に伴いまして、3月16日に開催した第3回対策本部において、健康増進課にコールセンターを設置するとともに、町の相談窓口を健康増進課と各総合支所に配置し、国及び県と双方向で情報共有しながら、町民の相談に対応することといたしました。

今なお、感染者が増え続け、終息への道のりは予断を許しませんが、引き続き町民と一丸となって本町において新型コロナウイルスを発生させないための感染症予防対策を講じてまいりますので、御支援と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

もう一点、病院再編計画のことにつきましては、病院事業管理者のほうから御答弁をさせていただきます。

3件目でございました機構改革についての御質問でございます。平成16年10月1日に大島郡4町が合併し、私は新町の将来像として元気にここに安心して21世紀にはばたく先進の島を目指し、産業振興、教育、交流、生活環境、保健・医療・福祉、防災など、さまざまな分野における施策の体系を構築しながらも、やはり地方自治の第一の旨とする財政健全化がその前提となり、何よりもこの課題に取り組んでまいりました。

そして、合併当初から聖域なき行財政改革の取り組みの成果や合併支援策の効果、さらには国が打ち出した経済対策等を適所に取り組むことで、まずは行政サービスの質の向上や住民の生活に密着した施策や基盤整備に、そして地域が安全安心に暮らせるための防災対策や定住にもつなげる子育て支援の充実等を図ってきたところであります。

田中議員さんの御指摘のとおり、社会情勢の急激な変化や地域が抱えるさまざまな課題へ対応するためには、当然のことながら機構改革や行財政改革などへの取り組みが大変重要になると認識しているところでございます。今後ますます厳しくなる社会経済情勢の中で、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営を行っていくことが求められており、持続可能な行政経営を確立するためには、徹底した行政サービスの見直しを行うとともに、戦略的な未来への投資が必要と考えます。

複雑多様化、そして山積する行政課題への適切な対応と定員適正化計画などの行財政改革の両立を図るためには、機構改革は必要不可欠と考えており、また令和2年度において策定予定である総合計画をはじめ、次期周防大島町行政改革大綱など各種計画も反映されるものと考えております。

また、同時に職員一人一人が働き方を見直すとともに、専門知識や個々の能力を伸ばし、課題解決に向け、みずから考え、積極的に行動し、最小の経費で最大の成果、効果を上げる組織にな

ることも、今後の町政運営にとって大変重要ではないかと考えているところでございます。

最後でございますが、本定例会初日の施政方針でも申し上げましたとおり、現在の本町が置かれている財政状況は、恒常的な安定を確保できた状況にはないものの、これから確実に行財政改革を展開していくための体制は整えつつある状況であると思っております。そのため、今後の財政運営にあたっては戦略的な未来への投資に気を配りながら、将来の財政を取り巻く環境を厳しく見直し、歳入に見合う歳出、基金繰入金に頼らない予算編成という基本姿勢のもとに、行財政改革には不変の覚悟で臨んでまいりたいと考えております。

残りの答弁につきまして、事業管理者のほうからお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの、病院再編計画と重点支援区域選定についての御質問にお答えいたします。

やすらぎ苑の介護医療院への転換に関する議論及び意志決定、並びに再編計画全体の策定プロセスについての御質問ですが、病院事業局の再編計画につきましては、当初は介護老人保健施設やすらぎ苑は廃止する計画となっておりました。やすらぎ苑は、医療機関併設ではなく入所定員も50人であるため運営が厳しい状況でした。また、病院の地域包括ケア病床の算定要件である在宅復帰率70%がありますが、介護老人保健施設が対象となっていないことも課題でした。

サテライト型小規模介護老人保健施設など、他の形態を模索しておりました中で、平成30年の介護保険法の改正により創設されました介護医療院につきましても検討しておりました。山口県では令和2年度までの間、介護医療院の開設許可は介護療養病床（転換型老健を含む）または医療療養病床からの転換のみを対象としており、その他の病床からの転換や新規の開設許可は予定していません。

令和3年度以降については介護医療院の開設について明確に示されていない状況であったことから、介護職員の処遇は考え、橘病院の有床診療所転換に伴い削減する病床への介護医療院の創設、またはさざなみ苑の定員を増やすことなども検討しておりました。

その結果、9月の全員協議会において、令和6年度に東和病院の病床を介護医療院へ転換する計画としておりましたものを、やすらぎ苑の廃止にあわせて前倒しして実施する計画とし、再編計画案を変更し、全員協議会にお示しさせていただきました。しかしながら、その後、県より医療需要に助言をいただき、再度協議、検討を重ねた結果、第8期介護保険事業計画において、介護医療院の新設も可能との判断をいたしました。再編計画全体の策定プロセスについては、株式会社日本経営に案の作成を依頼し、病院事業局で協議し、その案を病院事業改革等特別委員会や全員協議会にお示しております。

次に、地域医療構想の実現に向けた重点支援区域選定までのプロセス及び再編計画との関連に

についての御質問ですが、令和2年1月31日に厚生労働省において、重点支援区域として柳井区域の町立3病院を含めた3県5区域が選定されました。重点支援区域は2025年の達成すべき医療機能の再編、病床等の適正化に沿ったものとなるよう重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援が行われるとされております。集中的な支援の内容につきましては、詳細はまだ公表されておきませんが、地域の医療提供体制等に関するデータ分析などの技術的支援や、新たな病床をダウンサイジング支援などの財政的支援となっております。

選定の経緯についてですが、令和2年1月10日に厚生労働省より、山口県に重点支援区域の申請について検討してはいかがですかとの話がありました。山口県医療政策課より、町立3病院の申請について検討してはいかがかと話があり、協議し申請を決定しました。

申請の前提として、柳井医療圏地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨の合意が必要であるため、1月16日から1月21日の期間で、書面協議により30人全委員から同意が得られました。

このことにより、1月22日に山口県が重点支援区域として柳井区域の町立3病院を国に申請し、1月31日に厚生労働省より重点支援区域に選定されました。山口県において、2025年に向けた医療提供体制のあるべき姿を示す2次保健医療圏を構想区域として、医療需要を踏まえた必要病床数等についてまとめた山口県地域医療構想が平成28年7月に策定され、2次保健医療圏ごとに医療関係者、保険者、その他関係者等からなる地域医療構想調整会議が、柳井保健医療圏においては平成29年10月に設置され、会議での協議により地域医療構想の実現に向けた取り組みが推進されていくこととなっております。

周防大島町病院事業局再編計画につきましては、令和元年度の柳井医療圏地域医療構想調整会議において協議されており、今後コストに対する支援が2024年からの開始となる第2期再編計画に向けた取り組みへの支援を期待しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） コロナウイルス対策について、ちょっと4点ほどお尋ねをいたしますが、まず先般の全協で病院のほうから御説明がありましたけど、感染対策は日ごろからやっているの、特に特別なことはしていないというような話でしたけど、現在来院者の、病院に来られる方の体温測定とか、監視体制とか、そういうのはどういふふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

それから今、公民館とかいろんな公共施設が、図書館等休館になっておりますけど、この中でそれは町の判断ということだろうと思うんですけど、その中で道の駅等ハワイ移民資料館、それから八幡生涯学習のむらは開館しているんだろうと思います。このリストに入っていないからで

すね。

先日も、広島から山口県への観光客が感染確認されたということもありましたし、その開館、休館の判断というのはやっぱり一定の合理的な理由というか、基準がないといけないと思いますけど、ちょっとこれを見ると何か逆じゃないのかなと思うような気もします。その辺の外からどンドン入ってくる、中の町民の方は利用させないというような形になっているので、これはちょっと逆じゃないのかなと素人考えには思うんですが、その辺の基準があるんでしょから、その辺の基準をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、今のところ大きな影響はないような、私の知る限りでは印象を受けるんですが、今後長期に及ぶ可能性も高いんで、やはり地域経済対策とか町民の方への生活支援、そういったことが必要になってくると思いますけど、こういったことに対して新年度予算、この予算の大幅な補正対応をするということでしたけど、大胆な予算措置というものも検討されるべきではないかなと思っておりますが、その辺についての御認識をお聞かせください。

それともう一点は、先ほど答弁で総合支所に窓口を設置しているということがありましたけど、これは実際に相談に来られて、電話相談なのか、実際に来られて対面での対応になるのか、もしそうであれば感染症対策というのはできているのか、できていなければちょっとこれは感染を拡大することにもなりかねんことなので、その辺の対策、実態がどういうふうにされているのかというところをお答えください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

病院事業局の感染対策についてでございますが、病院のほうへ来られました患者さんについては、看護師のほうから現在問診を行い、発熱等ある場合には別室のほうで確保する等対策を行っています。通常、病院でありますので、院内感染対策等日常から行っているところではありますけども、コロナ対策としてさらに強化しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの御指摘のとおり、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、世界経済の不透明感の急速な高まりとか、または国内の景気悪化を受けて国は第3弾の大規模な追加経済対策を打ち出すということになりました。いろいろ議論がされておりますが、現金を配るとか、消費税をゼロにするとか、例えばクーポン券、商品券を配るとか、いろいろお話は出ておりますが、決定的な具体的な話には至っていないと思います。当然ながら長短はあると、いろいろなこともあって、もう少し時間がかかるのかなというふうに思っております。

そして、本町におきましても、学校の休校による子育て世帯や観光施設、さらには町民生活に

も深刻な影響を落としておるところでございます。このため、本来は大島大橋の貨物船衝突事故に対する寄附金を活用した事業といたしまして、当初は一人3,000円のクーポン券を7月に発行するというのにいたしておりましたが、このクーポン券の発行を5月に町民へ送付し、6月から利用できるように前倒しをし、新型コロナ経済対策もあわせて行おうとするようなことも考えておるところでございます。

そして、学校の休業等につきましては、今は全校が休業体制になっておるわけでございますが、その次の観光施設等のことが、今御質問ございました。町が、観光施設だけじゃありませんが、公共施設の休業のことについてもございましたが、町が管理をしておる施設につきましては、当然ながら適切な感染症対策ができるということにつきましては別にいたしまして、そうでないところにつきましては、休業しておるといところがたくさんございます。

そして、これもいつまでずっとやっていくのかということについても大変議論があるところでございます。そして、そこら辺もまだなかなか明確にお答えできないという状況にあります。

もう1点、今御質問のありましたいろいろな施設の中で指定管理施設がございます。指定管理施設につきましては、町のほうから直接休止、休業せよというような指示は出しておりません。それは、適切な感染症対策ができることを前提に、指定管理者のほうが決断をすべきものだというふうに思っておるところでございます。指定管理施設の中でも休業している施設もたくさんありますし、またそのまま営業しておるといところもございます。

これらにつきましても、いずれにいたしましてもきちんとした感染症対策ができるということが前提条件だというふうに思っておるところでございます。いろいろ国のほうからも、また対策本部のほうからも指示が出ておりますので、それらのことについての情報提供はそれぞれの指定管理者に積極的に情報を適用しているというところでございます。

もう一点の経済対策のことでございますが、本当に観光施設とか宿泊施設につきましては、大変な状況になっておるといことも目の当たりにいたしているところでございます。国の経済対策のメニューにはない、周防大島町独自の大胆な経済対策とか、または子育て支援策を検討して、できるだけこの補正予算対応としたいというふうに考えておりますので、ぜひとも議会のほうとも、今回の例えば新たな経済対策を補正予算で組もうとするときには、事前協議というふうな御指摘を受けないように、十分配慮しながら議会の皆さん方の意見も事前にちゃんとお聞きをしながら、補正予算対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

健康福祉部のほうについて、また総合支所につきましては部長のほうからお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 総合支所での対応についての御質問をいただきました。

総合支所で、来庁者の方と面談をしてお話をするというのはなかなか難しいという状況がござ

いますので、総合支所に御相談があった場合には健康増進課のほうにおつなぎをしていただきたいと思います。

健康増進課のほうも本来であれば、通常の場合は訪問して対応するんですが、この時期ですから訪問をすることはできませんので、あくまでも電話対応ということでお話をさせていただくということにしております。その上で、当然ですが、PCR検査等が必要だという判断に至れば、これは柳井健康福祉センターのほうへつないでいくという流れになるというふうに今、想定をしているところでございます。

相談窓口というのを、実は看板ではないんですが、総合支所に設置を一旦はしたんですけども、やはり窓口へそういうコロナの相談窓口ということを置くと、来庁者の方が逆に心配になれるというふうな情報が、総合支所のほうからありましたので電話番号を、健康増進課の電話番号をお書きをさせていただいて、こちらのほうに御連絡をしてほしいという流れを今つくっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 病院は問診でって、体温測定って言われましたけど、診察を受けに来る方だけじゃないんですね。やっぱり例えば玄関で体温チェックするとか、そういった対応が必要なんじゃないかなと。院内感染はあり得んよというような、日ごろからやっているからというのがありましたけど、実際に先般からも大分のほうで、医療センターとかその前にも最初のころ有田病院とかもありましたね。実際に起こり得るんで、その辺は万全の対策をお願いしたいと思います。

それと、公共施設についてもなかなか本当難しい判断にはなると思うんですけど、やっぱり指定管理施設も指定管理者の判断に委ねるという基準も基準なんかもしれませんけど、やっぱり公共施設なので、そこは一定のやっぱり町としての管理、設置者としての基準が何らかのものさしが必要だろうと思いますし、適切な対策ができるから開けているんですよというのであれば、その適切な管理ができているかどうかは、きちっと町として責任を持って管理する必要があるのかなというふうに思っております。

それから、この今2つはもうちょっと難しい問題なので今後検討していただければいいんですが、もう二つほど要望としてホームページ、今コロナ対策のページができていますが、なかなかちょっと難しく見にくいとか、例えば今の公共施設の休館情報を見ようと思ったら4回ぐらい、公共施設は3回か、コロナウイルス感染症に関するお願いというのを病院事業局が出しておられるんですが、これは4回クリックせんとそこへたどり着けんと。もう少しちょっと工夫して素早く情報にアクセスできるように改善をしていただきたいと思います。

それと、あと大島は高齢者の方おひとり暮らしの方もいらっしゃるんで、今後感染拡大の状況にもよりますけど、相談窓口も電話相談が基本になると思うんですが、なるべく身近なところで相談対応っていうんですか、支援ができるような今後どういう状況になるかわかりませんが、場合によっては生活物資とか医療物資とかそういうのをサポートしてあげなきゃいけないようなことも出てくると思いますので、特にそういう車で移動して、例えば買い物に行ったりというのが難しいような方について、取りこぼしがないように御配慮いただきたいと思います。御答弁は結構です。

次に、病院再編のことに移りますが、まず重点区域の指定について、申請をすることはプロセスはわかりました。これはもう存じ上げておりますが、じゃあ申請することを決定したのは当然、病院事業局で決定して、当然町長部局の町長の決裁を受けているのかしれませんが、それを実際いつ決裁をとったのか、決定した決裁というんですか。何月何日に起案書を回して決裁を受けているのか、その辺をちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） この重点支援区域ですが、御存じのように全国的に一応84億という――、厚労省が言いまして、それで年が明けて昨年全協の時点ではそれは全くなくて、年が明けてあって、しかもそれを審議してなおかつ先ほども言いましたように柳井医療圏のどうしても承諾がいるということで、それが16日から21日で、21日に全員がオーケーだというのがわかりまして、県に行って、県もうちと萩と両方二つを申請しようという、もし可能ならという、断っても22日に厚労省に出して、そして厚労省がもう31日には決定しましたので、その間非常に、1月10日に話が来てということで緊急で議員の皆さんにもお話をする機会もなくて、しかも確率的にはなかなか通らないのが一つあったというのもありました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御説明じゃあ、決裁をいつとったっていうのが明確でないと。もちろん意志決定はされているんでしょう。ただ、公立病院、公共機関ですから、当然の話ですけど、こういうことをいうのもあれですけど、いつ意志決定をしたのか、決定したということなので、決定をしないとそれは県にも上げられない、国にも上げられない話ですから、それをきちんとしていつ決定したというのは起案書をつくって、当然みんなが意志決定の確認をして、これが決裁日というのはあれですけど、起案日というのは明確に残るはずなんです。残らんとはいけんはずなんです。公共の仕事なんです。でも、それはないということなんです。そのような説明に聞こえました。

意志決定、だから口頭決裁ですかね、今流行の。でも、それはちょっととりあえず置いておいて、今後この重点区域の指定を受けることで、国からお金も出ます。だけど、助言も受けます。

その助言を受けて、今のこの1次計画の内容が、その助言で変わる可能性があるのかどうか。私は、これまでこれだけ時間をかけて、私は反対ですけど、これだけ時間をかけてまとめられた再編計画ですから、少々国から何を言われようが変わるはずはないと。変わっちゃあいけんと思います。こういうことにしたほうがいいんじゃないですかと言われてたら、それにしっかり抗弁できるだけの議論はお持ちだと思いますが、この重点区域の指定を受けても今後1次計画、少なくとも1次計画については変わらないということを、御答弁いただきたいと思いますが。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この重点区域の話ですが、今、石原管理者のほうから話がありましたように、大変タイトな時間的に本当、余裕のない中で申請をするということになりました。

今議員さんのほうから、うちのほうが県に申請をして、県が国に対して申請をするというふうなイメージをお持ちのようですが、要するにこれは県が厚生労働省に対して申請をするという制度になっておりまして、町のほうから申請してくださいというような話ではなくて、これは一番初めにきたことは、さっき石原管理者の答弁にあったように、国のほうから例えば萩区域と柳井区域の重点区域の指定について、対象となりそうであるがどうかというような話が多分、厚生労働省のほうから県のほうにあったんだろうと思います。その中で、県のほうは病院事業管理者のほうに話がありまして、当然ながら病院事業局と町長との間でこの重点区域のことについて協議をいたしました。

それは、実は9月26日に厚生労働省から、この再編424の病院再編の報道発表がありまして、全国的に大変大きな大騒ぎになりました。その後にした国と地方の協議の場というのでございまして、その中にたまたま私が全国町村会の副会長としてから、その協議の場に出ていく委員に全国町村会から推薦されまして出たということで、知事会と市長会と町村会しか委員は出ておりませんので、その中で私のほうにいろいろな意見や協議の場で申し上げてくれということがございました。

その中で、前の全協でも申し上げたと思いますが、厚生労働省のほうに対してからこの地域医療構想、そしてまた地域医療構想を推進するための調整会議の中で、どんどん進めようとしているところも全国にたくさんあるんだと。そういうところにはきちんと支援策を出していただかないと、こういう調整会議、地域医療構想は進まないよということも、その協議の場で申し上げました。

協議の場で申し上げるということは大変大きな重みのあることとございまして、そのことにつきましては厚生労働省と総務省と、総務省の自治財政局長まで出ておられましたので、そのときに答弁もございましたが、当然ながらそういうことは考えていきたいという答弁があつて、その結果こういう重点支援策というのが、大変短期間のうちに出てきたというふうに思っています。

ですから、そのことについては病院事業局と私のほうでは、その重点支援策はぜひともやっていただきたいという協議の場での発言もしておりますので、ぜひともそれはこの柳井地域を、柳井地域をとという中で、柳井地域の中のこの町立3病院の再編については、ぜひとも財政支援を含めた支援策をお願いしたいということを私は思っておりますので、病院事業局のほうからその話があったときに、それはぜひとも県のほうにお願いして申請していただくのではないかとということをお願いしました。

それは、ですから公式に、あれは公式に申請書があるんですかね。（「県のほうから」と呼ぶ者あり）いやいや、こちらからは申請書はないですね。申請書じゃなくて協議をして、ぜひとも県のほうに町立3病院の再編についての財政支援、重点支援策をお願いしたいという、あれしておりますので、その協議の決裁を受けたかということになりますと、協議の決裁というよりも協議をして即座に県のほうにお願いを、申請をしてくださいというお願いをしたというふうな流れだというふうに思っております。

今、議員さんのほうから、じゃあ今度は県のほうから支援するかわりには、今の再編計画にいちやもんをつけるんじゃないかということがございましたが、変更せいというようなことがあるんじゃないかというふうなことでございましたが、今の再編計画を絶対に変更しないということも申し上げませんし、反対に変更しなくてこのままでいくのが最善であれば、それはこのままを推薦すればいいと思っております。ただ、本当に全員協議会、または特別委員会でもいろいろ議論いただきましたが、これが全て最高最善のものだというふうなことまで申し上げることもなかなか難しいんじゃないかと思えます。

ですから、国からこの再編計画の手直しをせいというふうに言われてから直すか、ということですが、そのような思いは今は全くない、一番これがいいものだというふうに思っているわけですが、しかしながらいいものだったとしても、皆さん方にも大変苦渋の選択をいただきましたが、これは例えばこの再編計画がスタートした。この4月から仮にスタートしたら、即座にさっと効果が出るというものではなくて、やっぱりある程度の長いスパンをかけて、そしてあ那时的議論もいろいろありましたが、この再編を進めていっても赤字じゃないかというふうなこともありました。しかしながら、そういうこともありますから、全く手をつけないかということになりますと、さらにいいことがこれを進めていく間にあれば、それは変更とか改正もあるということは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 当然、私もそう思います。変更、計画ですから当然実施に応じて変更していかんやいけんことはあるけど、やはり基本的なところは、私が言うのは国から助言があったから、それを理由に基本的な計画まで変えますよということにはしませんねということで、

今町長の答弁ではそういうことはしないという意味合いだと受けとめました。

それで、ちょっと時間がないんですけど、申請したのは県だということなんですけど、その県が申請する段階に地域医療構想の合意が必要だから、町にも病院事業局にも打診があったわけで、その打診に応えるその意志決定はやっぱり決裁というか、意志決定の記録は当然あるべきだと思います。申請書は出さないにしても、当然その記録は文書として幾ら時間がなくても、それは持ち回りでも決裁はできるわけですから、それは残しておかなければいけないものだと、当然だと思います。

文書でいうと、いろいろ病院事業局のほうにも資料請求をいたしました。ほとんど中身がない資料しか出てきません。県のほうに聞いてみると、資料請求するとそれぞれ町と病院事業局と協議した記録をきちんとまとめて出していただきました。やっぱりこういうところが、もう基本的な仕事の仕方が欠けていると、仕事に対する姿勢が私は欠けていると思います。その中で、前回の12月議会の一般質問の答弁もちょっと読み返してみたんですが、その中でやすらぎ苑の、私が一番こだわっている、そのやすらぎ苑を介護医療院にするということを変更したのは何でかというところを、その理由について県の文書その方針があるんだと、それも県からいただきました。

介護医療院への転換に係る支援についてということで、先ほど答弁でもありましたけど、山口県では令和2年度までの間、介護医療院の開設許可は介護療養病床または医療療養病床からの転換のみを対象としており、その他の病床からの転換や新規の開設許可は予定していませんと、はっきり書いてあります。だから、こういうものを先に出せば説明がつくわけですよ。

だけど、これを見せていただかないから随分悩まにゃいけんということになります。ただ、これを見ると令和2年度までの間は老健から、これを読むと、素直に読むと、令和2年度までの間は老健から介護医療院への転換はできません。確かにそうでしょう。だけど、令和3年度からはできると読むのが普通なんじゃないかなと思います。もともとやすらぎ苑の廃止は、令和3年度以降の計画でしたから、これをもって私はやすらぎ苑がもともと介護医療院に転換するということが不可能だと考えていたという判断をどうしても理解できないんですよ。

令和3年度以降だったらできるんなら、もともと令和3年度以降に廃止するんだって予定のやすらぎ苑を老健に転換するという計画にするという判断は、9月議会の前からできたはずなんですよ。実際、もう時間がないんで全部まとめていいんですけど、県との協議記録では、県からいただいた協議記録では6月18日にやすらぎ苑については廃止または譲渡するというのがありますけど、ただし介護医療院についても検討を行うというふうに書いてあります。そのメリットとして、職員雇用の継続とか大島病院の転院先として活用するというのも書いてあって、これはもう病院事業局が行って協議した内容ですから、病院事業局も当然把握している話で、6月18日の時点で既にやすらぎ苑を介護医療院に転換できますよということが書いてあるじゃないですか。

これを何で9月までは介護医療院に転換できんという判断をしておったというのと、全然矛盾する話ですね、これは。

もともと老健から介護医療院に転換できないというのはおかしい話で、同じような施設で老健をちょっと改修すりゃ介護医療院になるわけですよ。でも、それができないというのは国の方針があつて、介護療養病床を廃止しますという方針がある。でもそれだけじゃ受け皿がないから、その受け皿として転換型老健ができた。それがなかなか転換が進まないから、今度は転換型老健から介護医療院という制度つくって介護医療院へ移しましょうという流れがあるんで、老健から介護医療院への転換というのはそもそも国の方針の中に入っていないわけなんです。

だから、それをあえて今回の計画変更の理由にするというのはどうも後づけで全く理解できない、しかも県との協議の中ではちゃんと県との指導でわかつたっていうようなことをいわれましたけど、6月18日の時点で既に介護医療院に、やすらぎ苑を介護医療院にするということはできますよということを確認できているわけではないですか。

私は介護医療院にするのが悪いとか、いいとか言っているんじゃないんですよ。あれだけ時間をかけて計画を立ててきて、議会にも諮って、それである時点で計画変更したのがおかしいから。そこできちんと理由を順序立てて説明していただけたんならいいですけど、事実と異なることをそういうふうに理由として上げられたら、それは全体的な信用にかかわる問題だと思います。計画全体の信用にかかわる問題ですし、まして書類もきちんとできていない、記録もとられていない、決裁の過程もわからない、そんなことではその計画ができたとしても、しかも今から国からいろんな助言があるといった中で、果たしてこの計画自体が生きた計画として運用していかれるのかどうか、非常に不安なんです。

だから、私はそんな、とにかく結果ありきの計画ではなくて中身をもっと議論して、本当に地域に医療を残すために、病院を残すための計画として位置づけられるような、中身のある計画にしてほしい。そのためには、まずは信頼関係が第一じゃないですか、これを町民の方に信用してもらえないような、信頼してもらえないような計画では当然この計画の、再編計画の実効性というんですか、成果も得られないと思います。

ちょっと、その辺をいろいろ指摘しまして、今のことについて何を質問したいのかわからないかもしれませんが、この6月18日の県との協議、これでやすらぎ苑を介護医療院に変更できると、検討を行うということは、もう病院事業局としても認識していたことで、事実として確認できるのか。であれば何で9月議会が終わってその後に、9月議会までは介護医療院への転換ができない、不可能だと。だから計画が変わったんですよというような説明をされたのかどうか、その辺ちょっと納得いくような説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの言われることよくわかるし、私自身がこの介護療養ができたときから、ここをどうにか介護医療院にできないかということでいろいろ検討して、今さっき言われました介護医療院の開設許可は介護療養病床、転換型老健または医療療養病床からだけというできる規定で皆規則というのは、私も行政というか、こちらに関与してできる規定でないといけないということが大前提であって、6月の話でいろいろ話しているうちにできないとは書いていないじゃないかということもあって、それもあって、2次ではできないので、3次までしようと思ったのが、ずっとその考えはあったんですが、その時点ではやっぱりできる規定で、9月までは正式には老健を介護医療院にすることはできないという。この近くでは光輝病院が888の医療療養と介護療養がありますので、そこは介護医療院になるということは、もうこのできる規定でできていたんですが、それでどうしてもということで介護医療院に、やすらぎの介護医療院についてはどうしても諦めきれないということもあって、ずっとそこで検討はしていったのが、議員さんのほうがよくわかる場所ですが、決定事項は結局そこで、しかもなおかつこれは第8期の町のほうの会合のほうの附則にのらないと、まだ最終決定にはなりません。そういう面もあって、いろいろの順序があります。

議員さんも言われましたが、計画な再編ですが、これも今回の議会、あした条例が通らないことには第1期の計画も前に進みません。ですから、まだそういうことでどうも、済みません。本当。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、石原先生が言われたとおりなんです、実は私も老健から介護医療院に転換するほうが良いというふうな気持ちはずっとありました。ですから、それは8月以前、9月以前の話なんです、石原先生が言われるように令和2年度までの間は、介護医療院の開設許可は介護療養病床または医療療養病床からの転換のみで、新たにつくるということの開設は予定していないという話もありましたし、老健からの転換はないということでありましたので、ちょっと残念だなと思っておりましたが、それがあると町の病院再編計画のほうにも大変有利になるというふうに思っておったんですね。

なぜかという、先ほども説明もしましたように、病院の地域包括ケア病床から在宅復帰70%を確保するためにはぜひとも老健が介護医療院になることが必要だったわけですね。ですから、それをやることによって病院のほうもすごく助かるし、そういうことになるからぜひとも介護医療院にしたかったんだけどできなかったと。

今、議員さんがおっしゃられるように、それはちゃんと読めたじゃないかというふうに言われるのであれば、私たちもそれはもう少し、もっともってそこをきちんと詰めなければならなかったというふうに思うんですが、もう一つは今石原先生が言われたように、例えばこの柳井圏域内

でも介護医療院にどんどんやりよる、あるわけですね、例えば光輝病院の話なんです。

それは第7次の介護保険計画、平成30年から令和2年までの3年間ですが、この第7次の介護保険計画にきちんとおのっておるわけですね。町の場合はまだ何ものっていない。ですから、令和3年度以降の分の第8次の介護保険計画にのせて、介護医療院に転換するということを考えたわけですが、実は第8次の介護保険計画というのは何もできていないわけです。今年度から始まるわけですから、そういうこともありまして非常に介護医療院を何でっていわれると私どもも大変残念であって、本当は地域包括ケア病床のことを考えると、ぜひとも介護医療院がほしいという話だったんですが、そういうことはもっともっと詰めるべきだったと言われれば、確かにそうだったなというふうに思っておりますが、結果的には介護医療院に転換できるということになりましたので、そのことについては今度は第8次の介護保険計画に、ぜひともこれを計画の中でのせこんでもらわなければならないというふうに思っておりますのでございます。

もう一点の、非常に反省しなければならないと思っておりますが、記録の件でございます。記録の件は国のほうでもいろいろ公文書の記録が問題になっておりますが、非常にきちんとした会議や、例えば政策決定のプロセスの中できちんとした記録が残っていない、記録はとっていないということがたくさんあるというふうに私も反省しておりますのでございまして、今後はそのような決定の前段階の記録もきちんと、当然ながら要約筆記ということになるでしょうけど、そういうことを記録として残しておくべきだというふうにも反省しておりますのでございまして、今回の病院事業局と町長とのやりとりにつきましても、なぜ介護医療院を申請するようになったかとか、または重点支援区域のお願いを県のほうに出してくださいということになった経緯とかいようなことについても、口頭では協議をいたしておりますし、それが記録に残っていないということについては、やはり反省すべきことだと思っておりますし、今後きちんとはできませんから、要約的に記録を残していくということについては努力をしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私が言ったのは、なんで私が素人でも見てわかる、県からもらった書類見たら素人でもすぐわかるようなことを、なんで9月議会でわざわざそうやって理解できなかったとかいうような理由をつけたんかというところを聞いたかったんですが、その辺についての答弁はありませんでした。

今、書類については今後改善していくということだったんでいいんですが、最後に1つだけ済みません。特養との協議記録というのも、これはものすごい詳しく書いていますんで、これをいただいておりますが、これを見るとまだまだ議論は今からだというような印象しか私は持たなかったです。現在、特養への理解はもう得られているという認識でいいのかどうか、そこだけお答

えください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 特養との直接の協議は2回行われました。それぞれの特養の代表者の皆さん方、責任者の皆さん方に集まっていただき、協議いたしました。そして、もう一回今度は町長との協議も行いました。そのことにつきまして、議事録というか協議の内容をお持ちですからあれですが、大変特別養護老人ホームの責任者の方々も心配をしておられたというのがありありとわかりました。というのは、特別養護老人ホームと介護医療院とが同じだというふうなことをずっと認識しておられるようでございました。

私たちからすれば、実は介護医療院と特別養護老人ホームは入所対象者が全く違うというふうに思っておりますし、当然明確にそういうことが書いてあります。

当然ながら、言葉は悪いですが、入所者が競合するんじゃないかという御心配でございますが、本来言えば、明確に対象は分かれていますというふうに思っております。大きなことでいえば医療がついているかいないかということでございますが、ですから特養と介護医療院が競合することはそんなに多くはないというふうな認識でおったんですが、それは心配でございます。そのことについて、3回目の、これは会議ではなくて町長と病院事業管理者を含めて、それぞれの責任者、開設者、管理者の方々と意見交換をさせていただきまして、そのことを十分に説明をさせていただき、理解は得られておるといふふうには思っておるところでございます。

特養は4施設でございますので、訪問したのは2施設でございます。あとの2施設については訪問はいたしておりませんが、理解はしたというふうにお返事はいただいておりますので、4特別養護老人ホームとの理解は得られておるといふふうに私は思っておるところでございます。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 改めまして、おはようございます。議席番号12番、久保雅己です。

今般のコロナウイルス感染拡大防止策として、小、中、高の臨時休校、イベント、集会の中止、

外出の自粛等を余儀なくされる現状下にあります。国県に呼応して周防大島町新型コロナウイルス感染対策本部において、住民の安心安全に向けた感染予防対策及び拡散防止に鋭意取り組まれていることに深甚なる敬意を表したいと存じます。

それでは、さきに通告しております防災対策についてお尋ねいたします。

周防大島町地域防災対策計画は、災害対策基本法に基づき、災害から住民の生命、財産を保護し、災害による被災を軽減し、社会の秩序維持と公共の福祉を目的として平成18年に策定され、平成28年に一部改正されていると承知しております。大島大橋は、山口県の管理下にあることは重々承知しております。大島大橋は、昭和48年に橋脚工事が始まり、昭和51年7月の4日に開通し、約半世紀を経過し、橋脚部の補修工事等多額の工事費が投じられ維持管理がなされ、住民の生活道として重要な役割を果たしております。

一昨年10月22日に発生した前代未聞の貨物船衝突事故は記憶に新しいところであります。ライフラインが寸断され、40日間に及び断水、車両通行規制が続きました。大島大橋の管理状況等は定期的に山口県と情報交換がされているのかを、お尋ねいたします。

次に、飲料水、生活用水の確保についての現状と今後の対応についてお尋ねいたします。さきの定例会や今期の建設環境常任委員会でも伺っておりますが、再度お示しください。

次に、近年は異常気象等に起因するとされる想定外の大規模災害が発生しております。

今月だけでいいますと、9日に豊後水道を震源地とする震度3の地震があり、その後、3月13日には石川県、島根県で震度5、震度3の地震があり、21日には豊後水道で震度1という地震が多発しております。大型台風、集中豪雨、南海トラフ巨大地震の発生時において、広域的な停電や河川の氾濫、道路の崩壊等、多面的な支障を来すことが予測されます。日常生活に欠くことのできない電気、燃料等の供給を断つ事態は避けなければなりません。

まず、オールシーズン欠くことのできない電気の供給体制についてお尋ねします。

中国電力では、新たな架空送電線を建設し送電する方向で計画していると伺っておりますが、大島大橋の下部の電力ケーブルはなくなるなどのことのようにですが、今後の電力供給体制についてどのようにになっているかをお尋ねします。

また、日常生活を支える燃料について島内の備蓄状況については、どのように把握されているかをお尋ねします。

次に、食料の供給確保は、人命第一を優先すべき観点から医療、衛生管理等、表裏一体として健全な生活に欠くことのできないものと認識しております。食料の備蓄量と供給体制についてお尋ねいたします。

次に、避難保険についてであります。

避難保険は大手損保会社が全国市町村や全国町村会と手がける市町村向けの保険、自然災害時

の住民避難にかかった費用を保険金として支払う、市町村が費用を負担できないことを理由に、住民の安全を守る予防的な避難勧告や避難指示の発動をためらわないようにするのが目的で、避難所設置や住民に配る飲食料の費用や職員の残業代、消防団員の出勤手当等も保険の対象となるとありますが、周防大島町としては避難保険に加入するお考えはあるのかをお伺いいたします。

終わりに、海に囲まれている本町は災害や事故に備える対応としてスムーズな生活物資の確保をすべく、港湾整備や海上輸送体制の確立が不可欠と思われまます。

以上、防災対策に関する事項について、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、久保議員さんの周防大島町の防災対策についての御質問にお答えいたします。

はじめに、今後30年以内に70%から80%の確率で発生が予測されております南海トラフ地震についてでございますが、この南海トラフ地震が発生した場合、本町では最大震度6弱の揺れと3.7メートル、これは津波の波高は2.1メートルでございますが、3.7メートルの最高津波水位が想定されているというところでございます。

しかしながら、これの到達時間につきましては2時間49分から、場所によって違いますから、4時間07分というような、ある程度の余裕を持っておる町内でございます。南海トラフ地震によりまして建物の全壊、焼失、ライフラインや交通施設の被害も大変大きく、災害直後においては多数の避難者が出るものと考えられます。そういったことを踏まえまして、久保議員さんから今回、6項目にわたる御質問をいただいております。

まず1点目の大島大橋の管理体制についてでございますが、大島大橋については1976年（昭和51年）に、当時の日本道路公団が供用を開始して以来43年が経過いたしておりますが、この間、橋梁管理者である山口県は橋梁の鋼管ぐいの補修、防食対策、床版補修、塗装などの長寿命化対策に加え、耐震補強もあわせて実施をいたしております。

維持管理につきましては、5年ごとに定期点検を行っており、加えて必要に応じ随時点検を行っており、橋梁点検・健全度の診断結果に基づき管理を行うとともに、橋長が1,000メートルを超える長大橋であること、特殊な構造形式トラス橋であることから、個別に補修計画を作成して橋の長寿命化に努め、今後も適切な維持管理を実施していくことを伺っております。また、大島大橋だけではなく、他の県事業も含め、必要に応じ随時協議を行っております。

次に、2点目の水の確保についてでございますが、一昨年の大島大橋損傷事故によりまして、水の確保に多大な負担が発生したことから、令和元年度において旧簡易水道施設水源井戸調査を実施いたしました。非常用水源として利用可能な水源、これが3カ所、久賀、油宇、鹿家の井戸で、断水中の臨時給水の最大水量を大きく上回る安定した揚水量が得られる見込みであること

を、行政報告で経過説明したところであります。その後、さらに西安下庄地区安西水源も利用可能との追加報告が出まして、利用可能な1日当たりの揚水量は臨時給水、橋のときの事故ですね、臨時給水の最大水量の約2倍近くを確保するということが可能となりました。

今回の調査によりまして、地震等の災害に備え島外に水を求める必要は低くなりましたが、結果の取りまとめとあわせて、旧水源地を給水車の補水基地として、島内の臨時給水所への配水手段のさらなる計画、準備が必要だと考えております。この水源と水量は確保できたということになるんですが、臨時用ですね。日本水道協会の山口県支部の事務局の見解としては、当町が飲用可能とする飲料水であっても、塩素による消毒をしないと水道法の基準に基づく水道水として認められず、給水車への補水は不可能だということになります。別途、追塩素水、追加の塩素ですね、追塩装置で追塩する必要があります。また、積載量による手動の追塩も濃度管理が難しいので、これは難しいというふうになっております。

次に、3点目の電力の供給についてでございますが、御承知のとおり本町の電力は中国電力株式会社から供給によって賄われているところでございますが、一昨年の大島大橋衝突事故により、大島大橋下部の電力ケーブルが断線し、現在は架空送電線1回線供給となっているところでございます。そのことから、中国電力株式会社において現行の設置基準に沿って、新たな送電鉄塔を建設したうえで、架空送電線2回線を仮設する計画とし、令和2年12月からの運用開始を目指しているとの説明を受けているところでございます。

また、説明では今回のような断線や損傷が発生した場合、架空送電線であれば、復旧資材を確保しておれば早期の復旧が可能となると考えられることや、架空送電線は汎用品であることから、部材の調達が比較的容易であり、より短期間に設備のメンテナンスを行うことが可能となることなど、架空送電線を2回線とする理由とのことでございました。

4点目の燃料の備蓄についての御質問でございました。現在、行政機関役所のほうでは、燃料の備蓄はございませんが、各庁舎には自家発電設備がありまして、灯油あるいは軽油を使用している状況でございますので、例えばタンクが満タンの状態であれば、数時間から1日程度は電力の確保はできますが、当然のことながら大規模災害に対応できるというものではございません。やはり、大規模災害が発生した場合には電力、燃料の不足は想定されることではございますが、財政規模の小さい本町におきましては、燃料等を十分に備蓄することは大変困難であり、やはりそういった事態がおきた場合は、自衛隊の派遣や国の機関等に頼ることになると考えますが、例えば町内にある民間ガソリンスタンド等とも連携した対応など、あらゆる資源を活用し、総合的な判断のもとに、できる限りの災害対応をとっていく必要があると考えております。

5点目の食料の供給についてでございますが、現在山口大島防災センターにおいて、非常食及び非常用飲料水の備蓄をいたしておりますが、備蓄数量は十分なものとはなっておらず、あくま

で緊急用としてのものとなっております。やはり大規模災害発生後においては、本町は災害協定を締結いたしております事業者から提供していただくことを基本とし、状況によっては県、国、自衛隊等に要請をし、物資を確保することになると考えております。

物資が本町に十分行きわたるにはもちろん、被災状況にもよりますが数日程度の期間が必要となると考えられます。したがって、以前から防災講演会、各種防災訓練を通じ、各家庭で最低3日分の非常食、飲料水の確保の周知に努めておりますが、今後も引き続き、各家庭での非常食、飲料水を最低3日分、できれば1週間分を確保することの必要性について、さまざまな機会を通じて周知をしてまいりたいと考えております。

最後に、避難保険、災害対策費用保険でございますが、これの加入についてでございますが、この保険は自然災害またはその恐れが発生し、町が防災を目的とする避難指示、避難勧告等を発令したことにより、避難所の設置、炊き出し、その他による食品の供与など町が負担した経費につきまして補償されるものでございますが、これは国の災害救助法の適用を受けたものについては対象外というふうになっております。

今、国のほうもいろいろな機関のほうから、それぞれの市町村長、自治体の長に対しまして避難勧告、避難指示を出す、要するに空振りを恐れるなというような言葉でいろいろ指示が出ております。というのは、できるだけ早く勧告をし、そして指示をして避難をさせるということが、命を守る行動につながるんだということを言われております。しかしながら、そうしたことを避難勧告、避難指示を出した場合には当然ながらたくさんの避難所を開設しなければならないということになりまして、そのときの費用の補填がこの保険でございますが、なお保険料についてでございますが、さまざまプランがございますが標準的なプランで算定いたしますと、年額約150万円程度になるものと思われま。

町といたしましては、現在このような災害対策保険には加入いたしておりませんが、近年、全国各地で発生している災害を目の当たりにいたしますと、保険加入についての必要性も踏まえて、さまざまな角度から調査研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 大島大橋の管理体制について御説明ございました。

私が懸念するのは、昨年、一昨年先のほど申しました事故のときに、多大な迷惑をこうむっておるわけですが、ただ今、通常あそこを通行するわけですが、重量規制が橋にはあるというふうに把握しております。30トンということだろうと思っておりますが、その看板等管理はどのようなふうに行われているのかということが非常に心配でございます。

例えば、30トン以上の車両が続けて通行した場合に、橋の橋脚がどうなるかということは誰

も想像できないことだろうと思いますけども、以前はあそこに料金所があるときには看板がありましたし、重量制限ありましたけども、今は無条件で通過しておることだろうと思いますけども、その辺についての話し合いはされているかをまずお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 正和君） 橋の重量制限のことについての御質問だと思います。

橋の重量制限については、道路法に定められておりまして、道路法で政令で定めるとされておりまして、車両制限令というもので具体的に車両の大きさが重量も含めて定められております。通常は20トンまでは許可なく通行できる。高速道路とか一部の指定道路は除いて、通常の一般道路では20トンまでは通行可能となっております。20トンを超えるものはどうするかというと、これは法律で許可を道路管理者から求めることが必要になっておりまして、大島大橋も通常の国道437も20トンを超えるものについては通行許可をとって通行していただくということになっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 今御答弁いただいたんですけども、どこで許可をとるのか、道路管理者という、誰がどこに連絡すればいいかというのがあそこに明確に書いていないと思うんですよ。重量制限の看板を、何か明確にわかるようなものをつける必要があるんじゃないかなというふうに、私は思っております。

県が困るわけではないので、困るのは島民が困るだけのことですので、その辺のことはどのようにお考えですか、もう一度お願いします。

○議長（荒川 政義君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 正和君） 道路の通行許可ということですが、これは道路を通るには国道を通ったり、県道を通ったり、町道を通ったりするわけですけども、その中で国道を通る場合は国土交通省の許可をとる必要があります。国土交通省が関連する県道とか、町道全部通行できるかどうかというのを確認して通行許可書を交付するという格好です。これについては、道路法に定められておりまして、表示は通常しないということを伺っております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） ちょっと納得しにくいんですけども、まず万が一事故があったらどうするかということなんですけども、これを明確に連絡する方法を示す必要があるんじゃないかということだと思います。この件に関しては、恐らくもうほかにはないと思いますので結構でございますが、次に飲料水の件です。

これ、再度聞いております。今、久賀、油宇、鹿家、先ほど町長のほうから西安下庄というよ

うなことがありました。水量も通常の、必要水量は十分賄えるということであったわけですが、合併前の地理的なことでいいますと、旧大島町には一切そういうのはないというふうに把握しておりますけれども、運搬方法、距離の問題、先般委員会で聞いておりますと、給水車は2トンが1台とあとは1トンの軽トラぐらいで運んでいくというようなことでございましたけれども。

○議長（荒川 政義君） ちょっと久保議員、暫時休憩。

午前11時12分休憩

.....
午前11時14分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保さん、済みません。

○議員（12番 久保 雅己君） 先ほど申し上げたように、旧町をベースにいいますと旧大島町がないというようなこと、それと運搬方法、距離的なもの、これに対して非常に不安があります。この辺の御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 久保議員さんからの御質問で、旧大島地区に水源がないというところ、湧水源の調査の報告で、ないというところで運搬の方法なり距離、時間等について不安があるというような御質問だったかと思えます。

水源調査につきましては、大島地区のものも含めて一旦候補として上げておりましたが、旧小松浄水場と旧日見水源地の2カ所を旧大島地区での候補地として上げておりました。しかしながら、旧小松浄水場につきましては水質検査の段階で、大腸菌が検出されたということから水質の基準を満たすことができなかったということ、それから旧日見水源地につきましては、水を一旦くみ上げてどの程度戻るかという復元力という調査もあわせて行ったんですが、これが低いというところでいずれも断念をしております。

あとは水の運搬の時間なり距離というところでございますが、三蒲、小松、屋代地区につきましては、先般行政報告で申し上げた久賀の水源からの、小松の大島庁舎あたりぐらいであれば距離が15キロ程度で約20分、それから沖浦から志佐にかけては安下庄の安西の水源からの距離が志佐までで約14キロで、時間にして19分程度ということでございますのでどちらも――、大島地区につきましては久賀と安下庄の安西からの町内の水源ということは考えております。

あと、補足的なお話になりますが、大島大橋自体が通行可能であれば前々回、橋の送水管が破断したときに、柳井市というか、旧大島町の観光センターを水源というか、補水の場所にして給

水車で運搬をしたということがございますので、大島を拠点に考えればもう少し時間的には短縮できるというふうに思っております。

それから、町の給水車につきましては、御指摘のとおり2トン積みの給水車が1台と、あとは給水タンクによる運搬ということになるかと思いますが、陸路というか、橋が通れるもしくは海路でフェリーで運航が可能であれば、前回同様県内なり全国の水道事業者さんのお持ちである給水車を使っての給水支援というのが、一義的に考えられるというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 私が把握しておることは今答弁いただいたわけですが、南海トラフなんかがあった場合には救援はありませんよね。その場合の、最小限で住民に水が渡る方法を、というのを考えておく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

先般は橋の件だけで、一番考えないけないのは弥栄ダムから日積まで約32キロぐらいあるんじゃないかと思っておりますけども、例えば大きな地震、先ほども申し上げましたが、今年だけでも地震が全国で4回、5回起きておるわけです。弥栄ダムから日積の間で事故がないということは想定しにくいわけですし、大きな地震であればその間のパイプが破損する場合も生じるわけです。そしたらもう全くその辺は応援体制もないし、南海トラフであれば当然そうなんですけど、近郊の市町村は皆、自分のところでパニックになっておるといのが現状でしょうから、ある程度最悪の場合を判断した場合、想定した場合にやはり最低限の給水車、給水タンク等々の準備が必要じゃないかというふうに私は思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 大島地区に水源がないじゃないかということでございますが、確かに今調査した、過去に旧町の時代に簡易水道の水源として使っておったものを、その井戸をまず重点的に調査をしたというのが今の結果でございます。その結果、一応一昨年の大島大橋の事故のときに給水車で給水した容量は、3つプラス西安下庄で確保できるということでございました。

そうすると、地区的に旧大島町の地区にはその水源が確保できなかったということなんですけど、当初から言われておりました屋代ダムは旧大島地区にあるわけですが、今回調査した中でできるだけ浄水をしなくてもそのまま使える水というのを確保しようということでございました。

先ほども答弁しましたように、浄水しなくても飲料水に適なんですけど、しかしながら滅菌はしなければならぬということになります。そうしますと、塩素滅菌装置だけを稼働させて、そして給水車に積み込むということになると思うんですが、屋代ダムの場合はやはり浄水をまずしなければならぬということになります。浄水をして滅菌して給水車に積み込むということになりますと、やはり浄水装置をきちんと確保しておくかどうかということになります。

ずっとそこに設置をしておくというのは非常に経費もかかりますし、メンテナンスもかかりま

すし、いつかわからないということになりますから、もしやるとすれば急遽浄水装置を持ち込むということになりますが、これからの課題だというふうに思っております。屋代ダムの、まあ水は大変たくさんございますから、水は確保できると思うんですが、それから今度はくみ上げる揚水のポンプ、さらにはタンク、タンクというか装置ですね、それから浄水設置とかそういうことを考えますと、当面浄水しなくても使える水でどこまで確保できるかというのが今回の調査の結果だというふうに思っております。

ですから、次の段階を考えますと、例えば橋が通っておるのであれば、旧大島町、今の柳井市までいけばきちんと確保できるということなのか、または今議員さんおっしゃられたように、例えば弥栄ダムから日積の浄水場までの管が、例えば事故に遭うということになりますと、これは柳井地域広域水道企業団を構成しておる構成町の水が全て止まるということになります。三十数キロも水を引っ張っている、原水を引っ張ってきておるわけですから非常にリスクは高いというふうに思っておりますし、当然ながら1本しかありません。

もう一つは、浄水場自体も1系統しかありませんので、これも非常に今後の大きな課題だというふうに思っております。ですから今、私たちが調査したことについては、これは柳井広域水道企業団の水はあるんだということが前提で、そして今の一昨年の大島大橋の事故のように、橋を経由してから大島に入ってくる水がストップしたときにはどうするんだっていうこと的前提の調査でございます。

リスクは考えれば次から次にたくさんございますし、弥栄ダムのことになると周防大島町だけではなくて、構成町みんなでもっと真剣に考える時期に来ておるんじゃないかというふうに思っておるところでございますし、また広域水道企業団の会議、または企業団の議会等でもいろいろこれから議論になってくるんじゃないかと思いますが、何にいたしましても、過去につくった費用が五百数十億ということでございますので、そう簡単に複線化するとか、浄水場をもう一つつくるとかということは簡単ではありませんが、非常事態を考えればいろいろな選択肢をとっておかなければならないということは非常に感じておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 水の運搬方法や供給方法、これは最悪の場合を考えた場合で今後御検討いただきたいということでお願いします。

次に、電力のほうですけども、中電さんの架空送電線が今の橋よりも30メートル、30.9メートルぐらい高いところにありわけですけども、それを15メートルぐらい高くするというので、少々ものがぶつかっても大丈夫ですよということだろうと思いますけども、一番心配するのは橋の下を、下部を通っておった電線は廃止する、ケーブルを廃止するということです。これだけ岩国基地が近いところで、飛行機があれだけ飛んでおります。万が一送電線に何かがあった場合に

は、恐らく1週間、1カ月電力がとまるのではないかというような、老婆心ながら心配をしておるわけでございますけども、その辺は中電さんとはお話はされておるのかどうか、お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 久保議員さんの言われての2支線を鉄塔でつなぐということについては、中電さんのほうから説明に来ていただいたことございまして、私どももその情報は承っております。

それで、今航空機がというようなこともございましたけれども、当然ながらリスクを考えれば、それはいろいろあるんでしょうけれども、リスクも場合によってことなりますので、そこまで考えるとなかなか難しいところではあるんですが、例えば、今言われたように2支線が1つの鉄塔にかかっておるというところで、じゃあ2支線両方とも切断される可能性があるのではないかということであろうと思うんですけども、航空機の事故の場合はですね。そうであるんだろうと思うんですけども、今中電さん、このときの対応というのは中電さんがやっていただけるんだろうと思うんですけども、例えばそういう特異な例であれば本町だけでございます。

本町だけが停電になったということであれば、中電さんのほうにそういったケースの場合の対応ということでお伺いしたんですが、電源車というのがあるようでございます。それを中電さんが配備していただけるということになるんだろうと思います。応急的なところではですね。その間に、切断された線を直していくと。その線を直していく期間が短くて済むのが空中線だというふうにお聞きしております。

電源車につきましては、当然ながら本町だけの停電であれば中国電力管内の電源車を集めれば40台程度あるんだということはお伺いしておりますし、それでも不足であれば、さきの千葉の台風の被害のときにあったように、中国電力管内だけでなく他の電力会社の管内からも電源車は配置できるというようなお話もお伺いしております。そういったところで対応するようになるだろうということは説明を受けております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 橋が通行可能ということでの御答弁だと思います。橋が万が一のことを聞いてもやむを得るので控えます。

次に、燃料の備蓄量についてですが、当然、町にそれだけの備蓄をする危険物の関係もありますし、許可の認可の関係もありますし、当然無理だというふうに把握しておりますけども、まず島内のガソリンスタンドに最大量でガソリン、軽油、灯油、これがどの程度備蓄されておるか、備蓄じゃなしに確保されておるかということは調べられておるか、御報告いただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 久保議員さんの町内のガソリンスタンドで備蓄できる最大量の燃料はどれくらいかという御質問だと思います。

これは、ですから各ガソリンスタンド等が満タンで、それを備蓄しておる場合というふうに考えていただいたと思いますけれども、ガソリンで17万3,552リットル、灯油で9万6,700リットル、軽油で4,320リットルということになっておるとお聞きしております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） そのとおりだと思いますし、私も資料は持っておりますけれども、多分1週間に1回ないし10日に1回はタンクローリーが入っておるんじゃないかというふうに思っておりますし、そういうこともスタンドの方が申されておりましたけれども、先般、橋が通れないということを想定した場合には非常に不安な量でありますし、当然燃料がなければ、あと災害復旧が不可能ということもありますので、常にこの辺のガソリンスタンドと話し合いを持っていただきたいというふうに思います。

次に、食料の確保についてでありますけれども、避難食料の備蓄量と学校給食の備蓄量があれば御報告いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 山口県大島防災センターのほうで備蓄食料は、非常食料は備蓄しているところでございますが、現時点では非常食等の種類や数量等の備蓄状況で申し上げますと、非常食の種類は五目御飯、ワカメ御飯で、非常食は3,389食、飲料水は容器の種類がまちまちですけれども、全部で4,284リットル程度備蓄している状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 学校給食のほうでございますけれども、今現在、各学校で1回分の給食については小中学校確保しております。なお、来年度でございますが、寄附金対応ということでもう1食分確保したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 先ほど、町長の答弁にもありましたように、ある程度自分自身が食料を準備しておくということも必要だろうと思いますけれども、非常食の場合3,389食ということですが、人口の比率からいくと大変少ないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 確かに備蓄の量といたしましては、決して満足のいく数字ではないと思っております。しかしながら、この備蓄食材を使いながらも、現実には協定等を結んでおり

ますそういう事業者から、逐次また食料等を搬入してもらおうというような形で補充していくというような格好になろうかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） それでは、避難保険について、昨年のこれ9月の時点での情報ですけれども、全国で1,718市町村の2割、約350市町村がこの保険に加入しておるといようなことが記載してありました。当然災害はないほうがいいわけなんですけれども、先ほどの答弁では今後検討していくということの理解でよろしいのでしょうか、それをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 保険のことについてでございますけれども、先ほども町長答弁のほうにございましたように、保険金の支払い要件については自然災害、またはその発生の恐れのある場合であり、また町が避難指示、避難勧告、避難準備に高齢者等避難開始を発令した、その双方の条件を満たした場合に対象になると。

ただし、災害救助法の適用を受けた災害は除くとなっておりますので、これに例えば年間150万円とか、100万円とか150万円とかの経費をかけて保険を掛ける。それに対する費用対効果を考えなければならぬというふうに思っています。そういったことを含めて検討させていただくということで、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 検討するという事で承っておきます。災害はいつ起こるかわかりませんし、できることから徐々に準備していかなければならないというふうに思っております。予算の制約もあることとございますので、常に危機感を持った対応をしていただきたいということです。今後とも、住民の安心安全を守るために、さらなる御尽力を賜るようお願い申し上げます。以上、一般質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 久保議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） よろしく願いいたします。議席番号1番、藤本浄孝です。一般質問をいたします。よろしく願い申し上げます。

このたびの一般質問におきまして、3点の通告を行いました。

まず、第1といたしまして、住宅環境改善支援事業補助金の利用状況について伺います。

この住宅環境改善支援事業補助金というものは、岩国基地への空母艦載機移住による騒音の影響が懸念されることを受けて、岩国市、周防大島町、和木町の対象地域に対し、エアコンや断熱サッシの取り付け、そしてまた取り替えの経費を補助するもので、予定される期間は令和元年

7月から令和3年度末までとされています。そして、この事業は防衛省による再編関連特別地域整備事業として運用され、交付申請等についてはホームページ等に示されるとおり、県が主体として運用されています。

そして、実際の相談や交付申請についても、庁舎内に窓口があり、担当の方が構えておられて対応をしておられます。私も、窓口で交付申請の過程や実際の状況について伺ったところです。窓口において的確な対応と御説明をいただきました。このたびの質問といたしまして、こちらの住宅環境改善支援事業補助金が、昨年の7月から開始され、本年度の申し込みの締め切りが1月末ということで、令和元年度の事業が終了するこの段階で現状と課題について伺います。

まず、現状といたしまして、令和元年度の利用状況について伺いたいと思います。

そして次に課題についてでありますけれども、この事業対象は周防大島町全体ではなく、前島、棕野、東三蒲、西三蒲、西屋代、東屋代、小松、小松開作、浮島と対象地域が限定されています。町全域ではないため、周知の方法が難しいところがあるかと考えますけれども、今後の展開があればお伺いいたします。

また、周知について、町のホームページの記載が多少少ないことが課題と考えます。この事業の募集案内にも示されていますが、定住促進のためとされています。町の定住促進協議会のホームページにも案内されて示されておりますけれども、これは住民が住み続ける定住という意味もあるように感じます。このあたりの今後の該当地域住民への周知の展開について伺います。

もう一点は、3月17日に安下庄小学校の屋上に、防衛省による騒音測定器の設置が行われました。飛行ルートの変化も私も自宅において見てとれる状況でありますし、今後の補助区域の拡大など騒音対策についての、県や防衛局との協議の余地や可能性について伺います。

続いて、2つ目の質問をいたします。2つ目は、町内の保育完全無償化による効果と情報発信についてです。令和2年度の新規事業として、保育完全無償化が上げられています。昨年10月より、国による3歳児以上の保育料無償化に加えて、周防大島町ではゼロ歳児から2歳児までの保育料と3歳児以上の副食費、いわゆるおかず代も無償化となりました。国の基準では、世帯所得による補助が異なるところですが、周防大島町では完全無償化として他の市町に先駆けてインパクトのある策であります。

しかし、この取り組みにおいても貴重な財源から支出するものであり、年度が始まる前に改めて求める効果と目的を検証することが大切かと考えます。周防大島町の出生数は年ごとの増減がありながらも減少傾向にあります。子育て支援の充実、またそれによる町外からの転入の増加に大いに期待ができると考えます。

保育無償化による大きな目標が、乳幼児人口の増加とその家族世帯の増加であるならば、より広くわかりやすい周知が必要であると考えます。先般の民生常任委員会でもお願いをしまして、

周防大島町ホームページにおいても、ページ内で大きく保育無償化を示していただいておりますが、健康福祉部の管轄だけではなく、課をまたいで移住定住を促進する政策企画や若者定住促進住宅の周知とともに、広く伝えていただくことも重要かと考えますが、今後の周知方法や目指すところについて伺いたいと思います。

続いて、第3の質問といたしまして、非常時の備蓄品についてと上げました。周防大島町も備蓄計画に基づいて防災の観点から備蓄が行われています。このたびは、新型コロナウイルス感染症に関するマスクや消毒液の備蓄について伺いたいと思います。

非常時の備蓄については、防災計画に基づいて備えられておられて、このたびの新型コロナウイルス感染症の予防にかかわるマスクや消毒液も備蓄されているということでもあります。備蓄品を町民に配布する時というのは非常時であり、その実行計画というものが重視されようかと思えます。

このたびの新型コロナウイルス感染症につきましては、まさしく想定外であろうかと考えますけれども、現状は住民がマスクを購入できない状況であります。既に高齢者施設や保育所にはマスク、消毒液を配布をいただいていると伺っております。今後も、県内の発生状況、そして町内の発生状況において規定づくりを行い、適切に配布をするべきであろうかと考えます。

数に限りがあるかと思えますけれども、必要なくなったときに余るよりは、協議の上、配布し、そしてまた同時進行して県や国に支援を求めていくのがよろしいかと思えますけれども、今後の実行計画について伺いたいと思います。

以上、3点質問させていただきました。よろしく願いいたします。御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんのほうから3点の御質問をいただいております。

私のほうからは住宅環境改善支援事業の補助の補助金の利用状況についてですかね、済みません。それと保育所の問題と住宅リフォームの問題ですね。私のほうからは保育所の完全無償化による効果と情報発信という御質問をいただきましたので、これのことについては私のほうから答弁をさせていただきます。

本町では、昨年10月より国の3歳以上児と、3歳未満児の住民税非課税世帯の保育料の無償化を行うと同時に、国の制度では無償化とならなかった、3歳未満児の課税世帯につきましても町単独による無償化を行いました。また、新たに負担となった3歳以上児の副食費も無償化とする。これで、保育の完全無償化ということを県内で最初に行ったというところがございます。

この保育の完全無償化を行った結果、10月から2月末までに3歳未満児の入所者が23名増加し、そのうち1名は転入者でもあります。子育て世代に大変大きなインパクトがあったものと

推察いたしております。また、この無償化については、町の子ども・子育て会議や、県内他市町からも大変大きな評価を受けているところであります。こうした本町の子育て支援につきましては、保護者には保育の完全無償化についての文書を配布するとともに、広報すおうおおしま10月号への掲載、町ホームページにおいては子育て支援ガイドのトップページに保育料完全無償化、中学生までの医療費の完全無料化の町として掲載するなど、周知を図っているところでございます。

今後も、令和の時代に生きる子供たちの未来に大輪の花を咲かせることができますよう、子育て支援のさらなる充実を図り、町定住促進協議会等との連携を強化し、本町の最重要課題であります少子化対策・定住対策に取り組むことといたしておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

他の項目につきましては、それぞれの担当部長のほうから答弁させます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私からは、住宅環境改善支援事業補助金の利用状況についての御質問にお答えいたします。

山口県が行っております住宅環境改善支援事業は、岩国基地への空母艦載機の移駐による騒音の影響が懸念される地域での定住を促進する目的として、昨年7月から本年1月末まで実施されたところでございます。事業内容といたしましては、対象地区においてエアコンと断熱効果のあるサッシの取り替えや新設に対して一定の要件を満たされる場合30万円を上限に補助金を交付するものでございます。

本町での令和元年度の実施状況についてでございますが、サッシの申請件数は36件、エアコンの申請件数が230件、両方合わせた申請金額で申し上げますと、2,242万4,000円という状況でございました。

また、岩国市、和木町を合わせました県全体でのサッシの申請件数は65件、エアコンの申請件数は420件、申請金額は4,099万7,000円となっております。当事業は1市2町の対象地域での実施でございますが、申請件数、金額とも半数以上が本町からであったというところでございます。

令和元年度につきましては、先程申し上げましたが7月からのスタートでございましたので、対象地区の住民の方々への周知が十分でなかったかと思いますが、令和2年度につきましては4月1日から翌年の1月29日の期間が募集期間でございますので、対象地区には今月の文書配布にあわせてチラシを配布するとともに、4月号の広報にも掲載したいと考えておるところでございます。

また、地元の施工業者等への周知については、山口県岩国基地対策室から制度の説明や周知の

協力を地元の商工会議所や商工会に対して、直接訪れ依頼すると聞いております。

次に、令和元年度から変更となった点を申し上げますと、1点目は令和元年度の施行業者は岩国市、周防大島町、和木町、光市、柳井市及び周南市に本店、支店または営業所を有する業者に限定されておりましたが、令和2年度からは県内に本店、支店、営業所等が所在する施工業者が対象となります。

2点目は、対象住宅が空き家バンク対象空き家へのエアコン設置を補助対象として追加されました。

3点目は、既存のサッシの内側等に追加で断熱能力を有するサッシを取り付ける場合も補助の対象となりました。

以上の内容を含め、住宅環境改善支援事業補助金の制度等をしっかり周知してまいりたいと考えております。

最後に、対象地区以外での対策事業等、今後の取り組みについてでございますが、住宅環境改善支援事業は県が実施している事業でございますので、今後も引き続き対象地区の拡大や対象となる条件の緩和等を県、国に対し強く求め、新規対策事業の実施につきましても、他の施策とのバランスをとりつつ、総合的な判断のもと引き続き県及び関係市町と連携を図りながら、検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、航空機騒音は住民生活に影響を及ぼしていることから、今後も引き続き町民の皆様や議会の御意見を伺いながら、国に対していうべきことは厳しく申し上げ、町民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 藤本議員さんの非常時の備蓄品についての御質問にお答えをいたします。

本町の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、当初より既に策定をしております周防大島町新型インフルエンザ等対策行動計画及び対策マニュアルに準じて対応を行っております。

国におきましても、このたびの新型コロナウイルス対策のために新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正をしたところでございますけれども、本町におきましては平成25年に策定をされました国・県の新型インフルエンザ行動計画を踏まえ、特措法8条の規定により平成26年5月に周防大島町インフルエンザ等対策行動計画を策定し、また平成29年2月には町行動計画に基づきまして、より具体的に行動できるように大島郡医師会等の指導のもとに周防大島町新型インフルエンザ等対策マニュアルを策定し、町組織における役割分担、発生段階に応じた行動内容等を定めております。

藤本議員さんお尋ねの備蓄品につきましては、特措法第10条の規定によりまして、町の行動

計画に基づき新型インフルエンザ等の流行期間を約8週間と想定し、感染対策用の防護服、ゴーグル、ゴム手袋、マスク、消毒液等々を平成29年度より年間100万円程度の予算で年次計画的に備蓄をしております。

なお、この備蓄品は役場、公共施設、学校等における消毒液の設置のほか、町の窓口対応職員や訪問対応職員がマスク等を着用することによりまして、地域における感染予防・蔓延防止を図ることを目的としておりまして、町民への提供を想定されたものではございませんが、このたびの新型コロナウイルス対策といたしまして、役場、公民館、学校、児童クラブ、保育園、子育て支援センター等々に消毒液を、加えまして児童クラブと保育所にマスクを配布をいたしまして、感染予防に万全を期しております。

町民へのマスク等の配布につきましては、特措法に基づきます非常事態宣言がなされ、本町が緊急事態措置を実施すべき区域、特定市町村といたしますけれども、に指定をされた場合には県知事に対し必要な物資または資材の供給を要請することができるかとされております。

なお、現在マスクや消毒液等の入手が困難の中で、備蓄品の実数を公表することはかえって町民に不安や混乱を招くおそれがあることから、公表することは控えたいと考えておりますけれども、国・県は備蓄をしておりますマスクを医療施設や介護施設、保育施設や児童クラブへ配布することといたしておりまして、本町も医療施設等々でマスク等が不足する場合については、追加配布をすることといたしてあります。

本町といたしましては、町民の命と健康を守ることを最優先として、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁ありがとうございました。

まず、第1質問の住宅環境改善支援事業補助金について、御答弁をいただきました。

こちらは、さらなる国、県へ要望を求めていくということで御答弁をいただいたところでありますけれども、さらに加えて実際の運用についてということ、私も住民の方に話を伺ってきたところなんですけれども、あと何年生きるかわからないから、うちはつけないよというようなことも言う方がおられるんですね。これは、なるほど調べてみると、例えばエアコンやサッシを取り付けをして、その方がお亡くなりなったりするようなこともあるかと思えます。

要綱を読むと、エアコンはつけてから6年間、サッシは新築だったら22年間、それ以前に例えば家屋が所有者が変更になった場合には、その補助金を返納していただくことがありますというような条項があるんですね。ですので、そういうことを鑑みると高齢者の方に、例えば何歳以上の方が申請される場合には、その期間を少し短くしていくことを加えて要望していくと

いうことも大事なのかなと思います。

そして加えて、補助金のこの地域のみならず該当する方ということなんですけども、借家や兄弟のお宅を守っていらっしゃるような方には該当はしない。そしてまた事業者には該当しないということでもあります。さらには、地域の集会所、公民館、そして障害のある方のグループホームですとか、保育所、そのような施設もあるかと思しますので、さらに範囲を広めて求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうかということをお伺いします。

そして、非常時の備蓄品についても御答弁をいただいたところでありますけれども、実際に今回想定外のことでありますので、マスクがお店にいても売っていないというような現状であります。中には、住民の方の中には介護であったり、またお孫さんに会いに行くというところで、県外にどうしても行かないといけないというケースもあらわれるようです。ですので、これは私が個人的に、例えばのお話でありますけれども、県外に出られるときは庁舎の窓口によっていただいて、申請書のようなものを提出していただければ、マスクを配布するというような、急遽の場合ですね、そういった手続、手当ということも可能かと思しますので、こちら要望になりますけれども、これは要望でありますのでということでもあります。ですので、御答弁できるところがございましたら、いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 今、藤本議員から住宅環境改善支援事業についての御質問をいただきました。

御存じのとおり、この事業については県が進めている事業でございます。そういった高齢者の方、いつまでというような御質問でございましたけど、そういった場合もやはりあくまで手続的なことをすれば可能であろうというふうに考えております。そういったいろいろなケースがあろうと思しますので、そういった個別のケースにつきましては、町のほうに相談窓口、職員もおりますので、遠慮なく御相談のほうをしていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 藤本議員さんのほうから、県外のほうへ出られるときに窓口のほうでマスクの配布はできないでしょうかといったような御要望をいただいたわけですが、まず基本的なところを御理解いただきたいと思うんですが、現在、国、県、市町村がそれぞれいろんな、今対応をしております。

国は医療機関、これに対してマスクを配ろうと。県は介護施設に対してマスクを配りましょう。市町村については、現段階で私たちが来ておるのは、保育所に対して配りましょうと。ということで、町の備蓄品を配布をするというのも、現段階では町としても購入ができない今現状でございますので、窓口で配布をしますよというアナウンスをすると、多分相当な混乱が予想されるの

ではないかなというふうに思いますので、御要望として内部で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁ありがとうございました。2つ目の質問の保育無償化のところ、御答弁いただいたことに関してお話をしていなかったもので、付け加えてさせていただくと、保育の無償化が周防大島町に転入していただく方が増えていく、そして少子化の対策になっていくということが目標であり、大切なことということでもあります。

私、考えるところやはり移住定住ということで、ともすれば遠いところから周防大島町に移住をされて来られて、そしてまた就農や新規起業ということが大きくメインになってくるかと思うんですけども、それだけではなくて、もともと周防大島町の出身者の方で近隣の市町でお仕事をされて働かれている方に対して、やはりアピールをしてふるさとの周防大島町に住んでいただいて、そして子育てをしていただくということを推し進めていく、それをお知らせをしていくということがより大切になってくると思いますし、そういう方にこそ、この無償化の補助があるんですよということを発信をしていくことが大事だと思います。

そして加えて、この保育無償化によって保育料が軽減になるということは、このお金は町の貴重な財源で賄われているということでもあります。ですので、町も子育てに参加しているということになると思いますので、補助が当たり前ではなくて、定住や各行事に理解、そして参加を呼びかけるきっかけになっていけばよいかと思いますので、これも要望でありますけれども、ぜひ取り組みをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大きな柱で、3つの問題について伺います。

最初に、ことし10月ごろから、大島、久賀地区において行われている下水道事業が部分的に完成したところから、一部の地域で使えるようになるという説明がありました。今後、順次、下

水道が各家庭につながっていくことになることを機会に、トイレの水洗化や風呂、台所などの水回りのリフォームをする家庭が増えてくることが予想されます。そうしたリフォームを応援し、住居環境の向上にもつながる、地域経済の活性化にも効果のある施策として、住宅リフォーム資金助成事業の復活を求めたいと思います。

現在、本町で、既に、住宅改修費給付事業や木造住宅耐震改修事業が行われています。前者は、障害等級が3級以上などの要件があり、後者は決められた耐震診断をクリアするものとなっております。一定の制約があります。これはこれとして、その目的に応じて役立っているものと思われま。これらの事業とは別に、町費単独事業として、平成23年度から26年度までの4年間実施されていた制約があまり厳しくない住宅の改修のためのものであり、それを拡充させながら、再開を求めるものです。

この事業は個人が地元業者と契約をして、自宅のリフォームをするときに、一定額の助成をする制度で、平成26年3月議会で、椎木町長は次のように発言されています。

平成23年度から25年度まで、3カ年の限定施策として実施し、地元業者さんや町民の方々へ大変好評でありました。さらに、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う個人消費の落ち込み、なおかつ、人口定住の促進を図る目的として、町外居住者の方も対象にするなど条件を一部緩和して、1年延長したいというふうに発言されています。

この事業の効果について、同じ議会で町長は、公平、公益性からの個人資産への継続的な投入、特定業種への長期的な支援、これらのは是非を考えると当初の目的である緊急的な経済効果はあったと実感していますとも述べられています。

昨年10月、消費税が上げられて、個人消費が大きく落ち込んでいるという状況は似ているし、令和2年度から公共下水道工事がようやく各家庭につながりはじめ、トイレの改修など、リフォームを検討する方が増えてくるであろう時期でもあります。

リフォームの中に、宅内配管工事への助成も対象に入れるなどして、公共下水の加入者の負担を少なくし、なおかつ、公共下水道事業への加入のマインドを温めることにもつながることも考慮に入れ、そのことも検討し、もう一度、住宅リフォーム助成事業を復活させ、経済効果も試され済みで、なおかつ、町民にとっても、喜ばれることも実証済みのこの住宅リフォーム助成事業を行うことを求めます。

次に、1年単位の変形労働時間制の導入について伺います。

政府は昨年12月4日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、略して、給特法と言われていますが、この一部を改正する法律を成立させました。この改正の中身が、1年単位、その中身の主体が1年単位の変形労働制を教職員にも導入するという中身です。

この変形労働時間制は、既に民間では一部導入されていますけれども、今回、国は、先生たちの長時間労働を改善するという名目で、この制度の導入を決めましたが、これが実際には、先生方の長時間労働、過重労働の改善にならないばかりか、繁忙期には、さらに長時間労働を強いるものであり、導入するためには、まず、各学校の教職員の過半数の同意や市町村教育委員会の同意、そして、それに基づいて、都道府県教育委員会が条例化するなど、幾つものクリアすべき事柄が既に決められています。

この法律の施行は、1年単位の変形労働時間制の適用は令和3年4月1日から、業務量の適切な管理等に関する指針の策定は、ことしの4月1日からが施行となっています。

山口県は、6月県議会か、または、9月の県議会で条例化されるともされているようですが、それまでに、各学校や各市町村の意向を明らかにする必要があります。県が決めなければ、何もわからないではなく、そもそも、各学校の先生方の過半数の同意や市町村教育委員会の意向の決定が先となっています。そのことを前提として伺っていきます。

まず、この変形労働時間制を学校にどのように導入しようとしているのか、また、どんな問題点があるかについてです。

第1に、先生方が比較的忙しい、4月、6月、10月、11月で、週3時間、計39時間勤務時間を延ばし、その分を夏休み中に5日程度の休暇として振りかえることを想定しています。今、学校の勤務時間は7時間45分です。これを1時間延ばして、8時間45分になるとすると、休憩時間は8時間以上になりますと、今の45分から60分に伸びます。合計すると勤務時間は9時間になります。そうすると、仮に今16時30分に終わっている学校では、17時45分までが勤務時間となり、16時45分に終わっている学校では、勤務時間は18時までになってしまいます。今でも、テストの点つけ、子供の日記帳への返事、学校への提出書類の作成など、それらを済ませた上で、翌日の授業の準備によりやく取りかかる。その繰り返しの先生方がいらっしやいます。毎週水曜日や木曜日ごろには、もう、くたくたになっているという声が伺えました。子供のお迎えや介護をしている家庭など、そういう方々にとっては、なおさら、この勤務時間が延びるというのは、まさに大変なことです。

一般的には、労働基準法では週40時間と労働時間が決められています。労働基準法36条に基づく、労使協定がない限り、それを過ぎると違法状態です。これが労働法の基本です。この変形労働時間制は、この原則を法律で破ることになり、働き方改革とも逆行するものです。夏休みに休みをとるといっても、人間の体は食いだめや寝だめは、短時間ならいざ知らず、春や秋などの長時間労働で疲れた体を、夏にその疲れをまとめてとるなどということは、そもそも不可能です。人間の体はそういうふうにはできていません。だから、週40時間と決められているのです。

また、夏の休日のまとめどりのために変形労働時間制を進めるという政府の言い分ですが、夏

に休日のまとめどりは、制度を導入しなくても、行政研修や部活動の各大会などの夏の業務などを大幅に削減をしていく。業務のない期間を設け、教員が実際に夏休みをとれるような条件をつくることや、休日出勤や超過勤務に対する代休補償を厳格に行い、年休や厚生休と合わせて、まとまった休みがとれるようにすることは可能なことです。

この変形労働時間制では、もっとひどい働かせ方になり、過労死が増えるのではないかという懸念の声もあります。この制度の導入は、本町では断念するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

この制度を各学校が導入するに当たってクリアすべき問題は、在校時間と言われている残業時間の上限の問題があります。この残業時間の上限以上働いている教職員に対しては、そもそも変形労働時間制の適用はできないこととなっています。その上限とは、月45時間、年間360時間を上回る残業をしている学校は、そもそも、この変形労働制の導入の対象にはできないとなっていますが、間違いないでしょうか。

また、本町の学校では、この残業時間の実態はどうなっているのか、伺います。

さらに、令和3年度までに残業時間が上回っていなくても、年度途中で国の指針以上になった場合には、先ほどの45時間、年間360時間を上回った場合には、まず、市町村の教育委員会が是正努力を行い、それでも守られない場合は、変形労働時間制の指定を取りやめるとというのが国の考えです。

本町でも、かなりの残業時間だと聞いています。今のまま推移すれば、この1年限りの変形労働時間制の対象になるのかどうかもあわせて、伺います。

先生方が忙しく長時間労働をさせられている状態では、子供たちと先生がしっかり向き合う時間が削られ、次の日の授業の準備をする時間もとれなくなり、保護者の願いである質の高い教育にも影響するのではないのでしょうか。子供たちにとって、いい教育をしてほしいという観点から、先生方の労働環境をこれ以上苛酷にさせないという観点からも、この1年限りの変形労働時間制の導入について、教育長として、どのようにお考えで臨むのか、お伺いをいたします。

この2番目の質問と深い関連のあることとして、3番目に町立小学校の教員の定数を増やすことを国などに求めていくということについて、お伺いをいたします。

つまり、先生の定数を増やせば、そもそも変形労働時間制など必要ないし、長時間労働の問題も大幅に改善されるからです。国の2020年度の予算の中にも、英語専科などでの加配はあるものの、教職員の定数改善のための予算はなく、逆に少なくしてしまうという動きさえあります。先生方の長時間労働の実態は、文科省も認めながら、その改善のための通知も出していますが、定数を増やすための予算はないというのが今の実態です。教員の定数を大幅に増やし、先生方がゆとりを持って子供たちに接するような学校をつくっていくことこそが、教職員や保護者

の方たちの願いです。なぜ、定数を増やす必要があるかについては、この後、再質問でもお伺いいたしますけれども、その一つには、本町では、児童の減少とともに複式の学級が増え、1クラスに2学年の児童が1人の先生から勉強を教わるといふ貧しい国のような実態になっています。これでは、保護者からも学校の統合やむなし。統合して、1学年の人数を増やし、複式学級をなくそう、そういう声が出てくるのも当然のことです。これでは逆に、児童にとっても負担が大きくなってしまいますし、住民が少ない地域は、どんどん小学校がなくなり、若い人が住みにくい町になってしまいます。人数が少ないから統合し、統合すると子育て世代が住みにくい町になる。この悪循環を断ち切る道は、先生の定数を増やし、複式になりにくい教育環境をつくることであり、これこそが政治がやるべき仕事ではないでしょうか。この教師の増員を国等に対して求めていくことについて求めたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの3件の御質問でございましたが、2番目、3番目につきましては、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

過去に実施をいたしました、住宅リフォーム資金助成事業のお話でございました。当時、地域経済対策及び居住環境の向上を図るために、町内に住所を有し、自ら居住している住宅を町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合、対象経費が10万円以上のリフォーム工事について、10%を助成するというものでございまして、平成23年から25年まで、そして、定住促進の観点から町外の方の申請も可能とするような充実をしまして、平成26年度まで1年間延長して実施をさせていただきました。今、議員さんから申されたとおりでございます。

そこで、その助成額の上限は10万円でありましたが、助成するほうの上限が10万円でありましたが、実績として、4年間で934件の申請がございまして、申請取り消しなどを差し引きまして、実施件数は905件、助成額は5,688万円で、対象事業費の規模は、8億9,387万円となって、地域経済の活性化に一定程度つながった成果を上げることができたというふうに考えておるところでございます。

そして、今回さらにまた、この過去にやったような住宅リフォーム助成制度を実施してはどうかというお求めでございました。

今、ちょうどコロナ感染症の対策で、緊急的な経済対策をというような意見がどんどん出ておるところでございまして、まだ、終息を見ていない段階でございまして、ここから、何をどうしようという経済対策について述べるのは、ちょっと若干早計かと思いますが、しかしながら、今回の仮に、政治経済対策を打つとすれば、国や県の対策も当然ながらあるでしょうし、そして、また、それとは別に町独自の経済対策というものも打たなければならないというふうな気持ちがあります。

そして、また、これも一つでございますが、それだけではなくて、いろいろな分野からも、既にもう要望とか、要請も出ておるといふふうに思っておりますが、一つのこの形態とすれば、今回、砂田議員さんの今要望のありました経済対策にもつながるし、また、住環境の整備もつながる。そして、また、さらには、下水の接続促進にもつながるといふことで、まさにそのとおりであろうといふふうに思っております。ただ、ちょっと気になったのは、経済対策というのは非常に緊急的なものでございますし、もう一つ、宅内配管等も一緒にしたらどうかというお話がありました。下水の接続というのは、これからずっと、今も既にずっとあっておりますし、また地域でもずっとあっておりますし、また、この地域もこれから、どんどん下水が整備されていくわけですから、すごく長いスパンになりますので、例えば、それをやってしまうと、それが終わるまでは、ある程度続けられないんじゃないかと。あの当時は、接続促進がだめやったけど、そこから後はもうやらんのかなというようなことは、なかなか、できない制度ではないかといふふうに思っておりますので、これらも慎重に考えていかなければならないと。要するに、下水接続を対象にすると非常に長期にわたる対象事業ということになるとは思います。今回、考えなければいけないのは、非常に緊急的な経済対策ということでもありますので、今後は、経済状況とか、または、その他のどのような対策を進めていくのかということも踏まえて、財政状況と、町の財政状況も踏まえて、総合的な検討をすることが望ましいと思っております。

けさの答弁でも申し上げましたように、また、このことについては、非常に過去に例のないような状況でありますので、議会の皆さん方の御意見も十分拝聴しながら、その経済対策、緊急的な経済対策をまとめていかなければならないと思っておりますが、当然ながら、今まだ新年度予算を議論いただいておりますので、まずは、この新年度予算を議決をいただきまして、そして、新年度になって、早速にも、その対応策を考えていきたいといふふうに思っております。

介護保険制度の話とか、介護保険制度の中での住宅改修の話とか、木造住宅耐震改修のことにつきましては、今議員さんのおっしゃられたとおりでございますので、そのことについても答弁をつくっておりますが、それは議員さんのおっしゃられたとおりでございますので、それらも組み合わせながら、できるだけ、緊急的な経済対策の効果があるものと考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 砂田議員さんの町立小中学校の教職員の变形労働時間の導入の是非についての御質問にお答えいたします。

まず、お尋ねのありました本町各小中学校の勤務時間の実態については、昨年度、時間外業務時間として、教員1人当たりの月平均時間が、小学校では38時間程度、中学校では52時間程

度となっております。

学校における多忙化の原因につきましては、小中学校ともに児童生徒への指導を充実させるための授業準備の時間や、児童生徒への対応の時間が増加していることなどが考えられます。

さらに、小学校においては、来年度から新学習指導要領が完全実施されることから、指導計画の作成や教材研究の時間、中学校においては、部活動の指導の時間等もその原因として認識しております。

教員の長時間労働については、課題の一つと考えており、このような状況を改善するために、教育委員会としては、これまでも校長研修会等の機会において、働き方改革についての教員の意識改革を図ることの重要性について協議を進めるとともに、業務改善の具体的な取り組みについての情報交換を進めております。

また、昨年度より、小中学校へ地域連携活動支援員、中学校への部活動支援員、指導員を配置することにより、学校の教育活動を充実するとともに、教職員の負担軽減の点での成果が見られております。

なお、教職員の変形労働時間制につきましては、令和元年12月11日付の文部科学省初等中等教育局長からの、公立の義務教育諸学校等の教職員等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布についての通知により、労働基準法第32条の4に規定する1年単位の変形労働時間制を、地方公務員法第58条の第3項に規定する必要な読みかえ規定を整備して、地方公共団体の判断により、1年単位の労働時間制の適用が可能となるよう条例を定めること等が示されております。

議員さん御指摘のように、令和3年4月施行というスケジュールであるとの情報は入手しておりますが、詳細については、今後の国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、町立小中学校の教員の増員についての御質問にお答えいたします。

お示しのように、教員が子供たちとしっかりと向き合い、みずからの指導力を高めたり、授業を磨いたりするとともに、みずからの人間性や創造力を高めて、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことは重要なことと認識しております。

本町におきましては、現在、複式学級を有する小学校が7校あり、県費での非常勤教員や町費での特別支援活動推進員等を配置することにより、複式学級での授業を充実するとともに、一部の教科では、学年別単式での授業を行うなどして、子供たちに対して、効果的な教育活動に取り組んでおります。

教員の増員におきましては、小規模校における複式学級解消や少人数指導のための教員の配置、さらには、学校統合校への教員の配置等の加配について、山口県市町教育委員会協議会の場で本町からも要望を上げているところです。また、山口県町教育長会からも毎年継続して山口県教育

委員会に対して要望を上げております。

今後とも、引き続き県教委に対して要望をしまいたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 住宅リフォーム助成事業について、緊急的なものとして検討していくということではありますが、最初に言ったように、消費税の増税、それから、今の町長も言われた、コロナウイルスでの経済的な落ち込みというものもありますが、公共下水が始まるということが、私は大きなファクターとして提案させていただいたわけですが、町内の汚水処理の状況がどういふふうになっているかということをお伺いしたいと思うんですが、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、それからくみ取り、それぞれの割合が大体町内でどういふふうになっているのか、この辺伺います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問でございます。

浄化槽なり、くみ取りの処理状況でございますが、平成30年度末の数字で言いますと、合併浄化槽が全体の約24%、それから、単独浄化槽が約13%、くみ取りが約26%でございます。（発言する者あり）

済みません。残りが、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水を含めた集合処理で、37%でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ですから、この37%は、久賀、大島の下水対象地域では、まだないわけですから、このくみ取りのお宅、それから、合併処理浄化槽を設置しているお宅、この2つの世帯が、この割合でいくと圧倒的に多い。半分くらいを占めるということになると、やはり、大島の下水処理環境は、まだまだ今からということになると思うんですね。そういう意味で、私は、こういう時期ですので、そこを整えていくという意味では、非常に大島の環境に与える影響も非常に大きいという、そういう考え方もありますので、町長、一応、検討もしないというんじゃないくて、検討していただけるということなので、そういうことも頭に入れていただきながら検討していただくということをお願いしたいと思います。

教育についての2つの問題ですが、まず、変形労働時間制について、この間、いろいろ各議会が行われていて、いろんところで、もう既に、この変形労働時間制について、教育委員会なりが意見を言っているところがあります。今の時点で導入するつもりはないと明言しているのが、山口県では下関市、下関市がこういうふうに出ておられます。5月や6月に時間外勤務が多く、1学期に調子を崩す教員が多いんです。変形労働制では、この繁忙期の勤務時間を増やしてしまったら、調子を崩す教員がさらに増えるのではないかという心配から、現時点では、導入するつ

もりはありませんというふうに言っておられます。

それから、岡山県瀬戸内市ですが、この瀬戸内市の教育長さんも、現時点では取り入れられるような要素はないというふうに発言して、教育長さんは、国とか県とかの推移を見るということでしたが、もう今の時点で、このお二方とも、現時点ではということをおっしゃっていて、もう現時点で、先ほど教育委員会も、文科省からの通知を持っているということですので、既にもう法律は変わっているわけですから、その法律が変わったことに基づいて、文科省は、こういうふうにやれという指針を示していますよね。教育委員会も御存じです。この指針、この指針なんですよ。あとはもう中央教育審議会で審議をして、この文科省から提案された、まだ、たたき台とか、いろいろ部分的に書いてある。その部分を中央教育審議会が3月末までに審議をして結論を出す。結論は出しますけれども、もう法律で決まっているわけですから、法律とは逆な結論を出すわけもないし、文科省が出しているこの案が、ほぼ、そのまま行くということであれば、教育長さんが今おっしゃった推移を見るというのはどういう意味なのか、私、よくわからないんです。これ以上のものは出てこないと思うんですよ。出てくるとしたら、この変形労働時間制をどういうふうにして、どういうプロセスで実行していくかということを文科省が言っていますが、先ほど私、最初に言いましたように、まず、各学校の中で、校長さんと職員の人話し合うと、最終的には職員の過半数でやるかやらんかを決めると。その次に、各市町村教育委員会が審議をして方針を決めると。それを受けて、県が条例化をする。つまり、もうやらないという市町村が仮に多かった場合は、県が条例化するまでもないわけです。だからまず、地方なんです。まず、市町村がどうするか意向を決めなくちゃいけない。だから、今の時点で、まだ動向を見るなんていう、私は、ちょっと呑気なんじゃないかという気がするんですが、もう、これについて、この文科省の通知を見れば、いろんなクリアしなきゃいけないことがこれに書いてあるわけですから、もう、これで判断をしていくということが必要だと思いますが、先ほどの推移を見るということじゃなくて、これで判断をしていただくということで、さっきの下関市やら、岡山県の瀬戸内市なんかの現時点でいいと思いますよ。それは。現時点で、この変形労働時間制が本当に、教育長さんもちょっと認められました。先生たちの長時間労働、過重労働という実態があるということは、お認めになられたと思うんですが、そういうものをこの制度が本当に防いでいけるのかどうか。そこは、どういうふうにお考えでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほど、今後の国や県の動向を注視というお話を申し上げましたのも、今回の変形労働制は、繁忙期に勤務時間長くする。そのかわりに夏休みとかに休む。確かに夏休みにまとまって、きちっと休めるというの、プラスではあると思うんですけど、下手をすると繁忙期がずっと続いたときとか、そういう危険性を感じておりますので、今、態度を留保している

というか、まだ、決めかねているところはあります。

私も現場に長くいましたんで、そういう危惧を持っているので、今、国や県の動向を注視という形を申し上げた次第です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあ、今の現状を伺います。さっき言ったように、国のガイドライン、今、指針に格上げしましたが、国の指針では、月45時間以上、年360時間以上の残業をしている学校は、そもそも、この制度の対象になりませんよというのが国の指針ですが、本町の小学校、中学校は、それぞれこの指針に比べて、どういうふうに、どういうふうな残業になっているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内 啓次君） 今、お尋ねのありました各学校の在校の時間外勤務と実態でございます。昨年度、学校の平均といたしましては、1人当たり、月で言いますと小学校が38時間程度、中学校は52時間程度というのは、先ほど教育長のほうが回答いたしました。実際、今、お示しのありました、年360時間、そういったことを上回っている学校は、小学校では9校、中学校では4校というのが昨年度の実情でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 中学校では100%、全ての学校がこの基準には当てはまらない。小学校は10校のうち9校が、90%は、この基準には当てはまらないとなると、今のまま推移すれば、国は先ほど言った通知で、努力をした学校が対象になるとも言っていますので、この1年で努力していくんだらうと思いますが、このまま推移していけば、本町の中学校に、この変形労働時間制に対象になる学校は1校もない。小学校は1校しかない。1校ですよ、10校のうち1校しかないということになります。それで間違いないですか。

○議長（荒川 政義君） 河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内 啓次君） 今のお尋ねについてでございます。

先ほどもお話しましたが、詳細についての情報は、まだ得ていない状況でございます。360時間を上回っている学校ということについては、先ほど申し上げました昨年度の実態であれば、小学校9校、中学校4校ということでございますので、それが今回の変形労働時間制ということと関連するのであれば、今おっしゃったように、努力ということは、今後していきますけれども、そういった状況であらうと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 現場の声を少し紹介したいと思います。

これは、インターネットから、Change.orgというさまざまなキャンペーンへのオン

ライン署名を集めているサイトがありますけれども、これ別に私たちの考えと同じ人たちだけの署名じゃなくて、真逆の人たちも出しているサイトでもあるんですが、日章旗を掲げている人たちのサイトでもあるのも、署名を書いてくださいちゅうところもあるんですが、そのサイトの中に、この問題があります。この中にいろんな書き込みがされています。例えばこれは、名前を書いて、住所も書いて、電話番号も書いて投票することになります。これ、私、読んでいたら、私の知っている人が、これにちゃんと本名で書いていたので、恐らくみんな、これ名前が書いてありますが、本名で書いてあるんだと思います。

ますます教育労働者の首を絞めるようなこの政策には絶対反対です。教員が元気をなくして、子供に元気を与えることはできないとか、連日21時、夜の9時に退勤。休日出勤が当たり前の教員生活を実施して2年。命を削って仕事をしてきた自分を振り返り、これからの先生たちにそんな教員人生を歩ませたくないと思いつくづいている。定年退職した今も、朝の登校ボランティアをしています。出勤する先生も、登校する子供たちも足どりが重いかですね。これ、普通に死ぬるで。これ、教師を殺す気か。人間はロボットじゃない。帳尻合わせりゃいいってもんじゃないとか、そういう意見が書いてあるんです。まだ、いっぱいあるんですが、もう時間がないので省きます。

町内の、この近辺の先生方の話も伺ったんですが、やっぱり、後で伺おうかとも思ったんですが、夏休みでも、もう結構忙しいと。8月でも夕方6時ごろまで仕事をせざるを得ないこともある。2学期に研究授業を引き受けた教師は、夏休みにその授業の準備などで忙しくしている。町の教育委員会の役員になった教師や学校は夏休みも忙しいとか。パソコンについても意見がありまして、これまでのパソコンや回線トラブルがあったとき、近隣の市では、すぐに業者が来てくれて、教師はそのトラブルにかかわらないでも済むと。だけど、大島に来て驚いたのは、そういうパソコンに関するトラブルへの対応も学校職員がやらなければならない。その時間は子供たちへの対応がおろそかになると。

忙しい原因というのは、いろんな種類があるんだなというふうに思います。ですから先ほども、教育長も、さすがに経験者だけあって、そういうことはお考えといたしますか、御承知の上の雰囲気でしたので、そこもぜひ勘案して、まだ言えないというんじゃなくて、勇気ある、先生方を守って、それから、先生方を守ることイコール子供たちがいい教育を受けられる状況をつくることだということで、やはり町として、この変形労働時間制は下関市などと同じようにやらないほうがいいという決意をしていただくことを求めたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。もう一度、伺います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先生方を大事にしたいという思いは一緒です。例えば、今一斉休校し

ておりますよね。先生方を励ます意味で、2日間かけて、浮島を含めて、14小学校にお礼とお願いに回ったところです。ただ、今回の法令につきましては、まだ少し研究もしたいし、今の段階で、どうこうするというのは少し早計かなと思っているところです。どういう形にすれば、先生方が働きやすくて、それがいい教育につながるか。1番の目的は、子供たちに対して、いい教育をすることですので、その辺はしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） いい教育を先生方にしていただくためには、やはり、先生方も自由であるべきだと思います。私、NHKのテレビで、ポーっと生きてんじゃねーよ！という、チコちゃんに叱られる！という番組を見ていたら、あの番組の中で、卒業式の呼びかけというのがありますね。楽しかった6年間、6年間とみんなが言う、あの呼びかけを考えた人のことを紹介してらして、その方が斎藤喜博さんというふうで紹介していました。テレビでも、その斎藤喜博さんという方が、先生は自由でなくちゃいけないとか、先生は休みをとりやすくさせなけりゃいけない、先生に無駄な仕事をさせてはいけないというのが、この方の持論だったそうで、この方が講演をすると1万人ぐらい全国の学校の先生が、先生だけじゃないんかもしれんですが、研修に来ていたと。最後は、宮城教育大学の教授をされたそうですけれども、著書も、斎藤喜博全集とかいうのがあって、教育書も出してらっしゃいますが、教育長さん、この方、御存じですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 直接お話を伺ったことはございませんが、有名な教育実践家ですので、お名前は存じ上げております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この方もやっぱり、そういう先生方と、先生方が自由でなければ、子供たちに対していい授業ができないと。ちゃんと休むときは休むという、そういう自由さが子供たちに対するいい教育をする一つの保障なんだというような、そういう考え方に立っていたということがネットでも紹介されています。ぜひ、こういう方のも参考にしながら、そういうことを求めていただきたいと思います。

次に行きます。

最後の増員を求めることについてですが、もうあまり時間がありませんが、なぜ、増員が必要なのか。これはイコール教員の多忙化。先生方がなぜ忙しくなったのか、長時間労働になったのかという決定的な要因というのがあります。これは、教員定数というのは、国の法律で定められていますけれども、1958年にその法律ができて、1990年まで、30年以上にわたって、先生方が授業をするのは1日4コマ。週24コマを満たすということ、定数配置がまず決められて、そのために教員が何人必要かということで、教員定数が決められてきたと。ちょっと、はし

よりですが、それずっと1日4コマ、週24コマということで来たんですが、1990年代にその基準が壊されて、中学校は1日5コマ、小学校は1日6コマの授業をするようになったと。その上、2002年から、週休2日制が完全実施になった。それでも国は教員の定数を全然増やすこともなく、同じ教員定数で、先生方の多くは、1日5コマか、または1日6コマ、1日授業しなきゃいけないようになったと。つまり、小学校は1時間が45分でしょうから、2時間、休憩時間を含めれば、100分ぐらいの時間を1日にその授業は増える。自分の休みは少なくなる。その授業の準備をするのは2時間分増えるというような状態に置かれてしまったわけです。その授業の準備よりほかにも、テストの採点だとか、各種の打ち合わせ、報告書づくりなどの校務がいっぱいあると。長時間の残業が避けられなくて、仕事を家に持って帰ってでもやるというような先生もたくさん生まれてくると。この状態が教員定数を全く増やさないで、そこをやったもんだから、長時間労働、過密労働が大変厳しくなったというふうにされていますけれども、この状態について、教育長、どういうふうに思われますか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 学校教育は税金等を使った教育ですので、一定の基準を守ることがあろうと思います。いわゆる、先生もおっしゃった標準法とございまして、例えば、中学校では、1、2、3年と1クラス40人定数であります。ただ、山口県は35人でしておりますけど、基準に応じて、県費負担教員というのは、国と県のお金が入ってやりますので、なかなか、すぐ標準法を変えるという形は、私どものほうではできないところです。ただ、できますのは、ぜひ、こういう方を増やしてほしい。例えば、今度、学校統合いたしますけど、学校統合をする場合に、教員の加配を要求して、加配をつけていただくことができるとか、あるいは、英語教育推進するために、そういう加配をつけてくれとか、あるいは、特別支援学級をつくるので、ぜひ、例え、1人であってもというのは、教員の方も強く求めておりますけど、県費負担教員の場合は、私どものほうで、一応法令にのっとって配置されておいて、加配等で工夫したり、要望を上げているところです。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私が伺ったのは、教員定数を増やさないまま、コマ数だけが増えてきたことが教員の長時間労働につながったのではないかということをお伺いしたつもりですが……。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） おっしゃるように、それも一つの理由だと思います。同時に、仮にです、生徒指導の問題とか、対応が難しいことが起こった場合が従来よりは増えているのかなと思います。おっしゃるとおり、定数が増えなかったことは多忙化につながっていることだとは認識しております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ですから、この定数は、最初に申し上げたように、法律で、法定されていることですので、これを変えていくということは、それは国会の仕事ではあるわけです。国会の仕事ではあるんですが、私は、この先生方の定数を増えることがもう直接大島の子供たちに、直に影響していくという状況がある限り、この周防大島町の声としても、定数を増やしてくれという要望を国や県やそういうところに上げていくと。先ほど最初に、その要望はやっているということではありましたが、さらに強力に要望を上げていただきたいというお願いです。その際、私たちが考えているのは、小学校では週20コマ、中学校で週18コマ、週20コマですから昔のように1日4コマということになります。を法律で決めて、そのために必要な教員を定めると、まず、先生方の働く、1日に働くまた1週間に働く枠を決めた上で、そのために何人必要かということを決めていくことが必要だと思うんです。そうした要求をしていく。

この先生を増やすためのお金ですけれども、今、日本の教育予算は、OECDというのがありますね。国際経済協力機構ですか。35カ国。要するに世界の35カ国の中で、日本の教育予算というのは最低になっています。GDP、国内総生産を教育予算とを比べてみたときに、世界の平均、先進国の平均は4.2%です。だけど、日本は、2.9%しかないんです。これを0.9%、3%に引き上げるだけで、10年間で今よりも9万人学校の先生を増やすことができるという試算をしています。誰がしているかという我が党がしています。私が言いたいのは、先ほど言ったように、定数を増やさなければならない根拠は十分あると。そうしなければ、教師の労働環境も改善しないし、先生方の労働環境が改善しないなら、やっぱり、子供たちに対しての教育も改善していかない。そういう立場から、今まで以上に先生方の定数を増やしていく。そのための強力な声を上げていくということをお願いしたいと思うんですが、町村会の会長である椎木さんから、それはお願いしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと議論がどうかと思うところは、今、40人学級が山口県では35人学級を標準としてからクラスが編成されておるといふうに聞いておりますが、そこではもう既に当然教員数は多くなっておるわけで、40人を標準とするよりは、35人を標準にしておるわけですから、クラスが多くなるから当然ながら教員は多くなっていると。ですから、今のよう、今、砂田議員さんがおっしゃられるのは、反対に言えば、今の1学級の生徒数、児童数をそのままにして、教員だけを増やさなければならないというのは、非常に基準的に考えると無理があるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、例えば、1学級が20人学級だというのが標準になれば、当然、わっと教員が増えなければ、当然組めないということになると思いますが、今のことはそのままにして、教員だけを増やせというふう、要望したら

どうかということだというように聞こえておるんですが、そこは非常に無理があるのではないかというふうに聞いて、無理筋ではないかというふうに聞いております。山口県町村会とか、全国町村会のほうでも、たくさんの要望はいろいろ国に対し、そして、また、関係機関に対してから出してありますが、先ほどから出ておるような、ものすごいトータルなですね、OECDに対して何%だから教員が少ないんじゃないかとか、教育予算が少ないんじゃないかというふうなことを考えますや、いうふうな言い方をされますと、今度はじゃあ、ものすごく、経済規模の大きなところと小さなところというふうなことになりますと、それに対する率というのは全然変わってくるというふうにも思います。より具体的な話になるのであれば、その教員の定数だけを増やすために、この町村会として要望しろという話であれば、もっと具体的な、これだからこういうことだから、教員を増やしてくださいというふうな話をしなければ、なかなか全国町村会として、町村長大会で決議をし、そして、それを要望にというのは、若干無理筋ではないかというふうのは、感想をしております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後 2 時 00 分休憩

.....

午後 2 時 12 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3 番、吉村議員。

○議員（3 番 吉村 忍君） 桜の花もほころび、心浮き立つところとなりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出の自粛やイベントの中止、各施設の休館、小中学校の休業により、町民の皆様の生活、また、町内の経済や観光に大きく影響し、非常に厳しい状況となっております。ウイルスという見えない敵との闘いではありますが、早期終息に向け、各機関連携し結束し取り組んでまいりましょう。

申しおくれました。議席番号 3 番、吉村でございます。

今回も発言の時間を与えていただきましたこと、まづもってお礼を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、タブレット型端末導入に向けた町議会の代表を拝命しております。9 月議会でのタブレットの導入、ペーパーレス化に向け、準備を進めておりますので、今回は、その練習のため、タブレットを用いて質問をさせていただきます。

3月15日、令和2年度、休日在宅当番医表が町内各家庭に配布されました。こちらでございます。これには、町立病院は、当直医が年間を通して休日・夜間救急医療に対応していますと、こちらに記されておりました。これを見た瞬間、私は目を疑いましたが、今回の私の質問に対する、とてもすばらしい御答弁をほのめかすものと理解をいたしました。きょうのこの時間を心浮き立つ気持ちで迎えることができました。後ほどの御答弁では、このことと相違なきようお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

病院事業について、4点お伺いいたします。

はじめに、職員の意識改革についてであります。

管理者は、全員協議会や住民説明会、職員説明会におきまして、再編計画には職員の意識改革が重要であると発言をされました。また、昨年行われました橘地区での住民説明会では、町民からの質問に対し、執行部の全員が、職員の意識に問題があると発言をされました。意識改革は、予算や議会の同意も必要もなく、直ちに取り組めるものでありますが、その発言後、職員の意識を改革するため、どのような取り組みを行われたのか。また、再編計画が実行される4月以降については、どのような取り組みを行われるのかを伺います。

次に、急患の対応についてであります。

休日・夜間は急患を拒否するイメージが町民に定着し、町民の町立病院に対する信頼度は高くはありません。昨年1年間の救急車の受け入れ拒否の回数、大島郡医師会の診療所からの紹介に対し受け入れを拒否した回数、町民からの紹介に対し受け入れを拒否した回数を伺います。それぞれにおいて、その総数、平日の夜間の回数、休日の回数をお示しください。また、先ほど申しました在宅当番医表でお示しはいただいておりますが、4月以降の休日・夜間の急患の対応について伺います。

次に、子供の診療についてであります。

子供がけがをした保護者からの紹介に対し、そもそも子供は診察をしないと回答し、受け入れを拒否した。安心して子供を産み育てるには不安を感じる事例ではありますが、あらゆる症状の子供に対しても、今後も、その方針であるのかを伺います。

最後に、患者輸送バスについてであります。各路線の平均乗車数、乗車率を伺います。また、乗車数に対し、現在のバスの大きさや運行計画は適切であると考えているのか、伺います。

以上4点について、御答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 吉村議員さんの病院事業についての御質問にお答えいたします。

まず、職員の意識改革についての御質問ですが、大島郡医師会との意見交換会において開業医の先生から意識改革が必要なのではないかという御意見をいただきました。特に医師の意識改革は必要であり、町内でできる医療は町内で完結するといった意識改革が必要なのではないかとの御意見をいただいております。このため、病院・施設・学校長等会議や、病院・介護老人保健施設での医局会議や苑内会議のたびに、職員の意識改革の必要性について説明しております。特に病院においては、急患の診療依頼があった場合は、状況、状態をお伺いして、超急性期病院での治療が必要だと判断する状況以外は、急患をできる限り受け入れるようお願いしました。他の部門におきましても会議を開催し、意識改革や接遇について説明しております。また、事務長会議においても、調達等について、コスト削減の意識を持って業務に当たるよう、再度徹底いたしました。

今後も、各施設へ訪問し、職員に直接説明してまいりたいと思います。

町立病院は、365日24時間体制で救急医療に対応していますが、令和2年度からは、橘病院が有床診療所へ転換することから、町立橘医院が休日在宅当番医の72回中24回を受け持ち、大島郡医師会と協力体制をとることとしております。

また、橘医院は、当直医が必要でなくなるため、夜間、休日においてはオンコールで対応します。

次に、急患の対応についての御質問ですが、申しわけございませんが急患のお断りについては、総数と救急車からの依頼分についてのみのデータしかございません。

お断り件数の昨年1年間の状況ですが、3病院合計で平日夜間が133件、休日が405件、合計538件でした。そのうち救急車からの依頼は、平日夜間が73件、休日が161件、合計234件です。

なお、受け入れは平日夜間が350件、休日が747件、合計1,097件で、一昨年と比べて、約50件受け入れが増加しており、できる限りの急患の対応をしております。

しかしながら、当直業務は常勤の医師のみで調整が難しいことから、山口大学等の外部医師に協力していただき業務を行っているため、専門外などの理由で急患の診療依頼のうち、約33%をお断りしている現状です。

令和2年度からは、さきの意識改革で申しましたとおり、町立病院で対応できる医療はお断りせず、当直医が専門外の場合は、専門の医療機関を紹介することで、町民の皆さんの信頼につなげたいと考えております。

次に、子供の診療についての御質問ですが、小児の患者さんの診療につきましては、町立病院には小児科がないため、通常は保護者が小児科専門医を選択し、受診していると認識しております。

ただし、令和2年度からは、開業医を含め町内の全ての医療機関が休日・夜間小児診療協力機関となったことから、比較的軽度の小児の診療をすることにしておりますが、小児科専門の受診が必要な場合は、小児科の専門医を紹介することとしております。

次に、患者輸送バスについての御質問ですが、3病院とも28人乗りのマイクロバスにより送迎を行っております。

御質問の平均乗車数、乗車率ですが、東和病院の久賀・日良居方面は平均乗車数5.4人、乗車率は19.3%、佐連・沖家室方面は平均乗車数4.0人、乗車率は14.3%、和田・油宇方面は平均乗車数13.1人、乗車率は46.8%、橘病院の家房方面は平均乗車数4.9人、乗車率17.5%、日良居方面は平均乗車数6.3人、乗車率は22.4%、深山方面は平均乗車数0.1人、乗車率は0.5%、大島病院の家房方面は平均乗車数7.7人、乗車率は27.5%、屋代方面は平均乗車数4.6人、乗車率は16.6%、久賀方面は平均乗車数6.3人、乗車率は22.5%です。

乗車率から見ますとマイクロバスである必要性が少ないと思いますが、最多乗車人数で見ますと満車の場合もあります。今後、患者輸送バスの更新時には、車種についてよく検討していきたいと思っております。

再編計画により診療科が縮小される病院もあるため、運行については町立の3医療機関が連携できるようにしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。比較的前向きな答弁が結構ありましたので、少し安心しております。

管理者や総務部の皆さんが言われる職員の意識についてなんですけども、職員の皆さんがこれまで、どういう意識で働いていて、その意識をまたどういうふうに、意識を変えたところの御答弁あったんですけど、今まで職員の皆さんがどういうふうな意識で働いちゃったという認識なんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 吉村議員さんの御質問ですけど、なかなか難しい御質問でございますけれども、全職員が意識がないというわけではないと思うんです。頑張って意識を持ってやっている方もたくさんいるかと思っております。中には、少しでも自分が楽な方面へ逃げる方もいらっしゃるかとは思っております。ただ、経営的な意識改革というのは、少し欠けている部分があったのではないかというふうな認識はしております。

あと、いろんな患者さんとの接する中で、うまく親切に優しく接しなかった、できなかったというような面もあったかとは思っております。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 私に関しては、医師のほうですが、御存じのように、橘病院に2人、常勤2人です。歯科を入れると3人。大島病院でも、今になったら7人、東和病院で8人、この人数でよくやっているといます。これ以上働けというのかと、今さっきの教員じゃないけど、砂田さんじゃない、私たちが死ぬというのかというぐらい、皆、常勤の人はよく働いていると思います。

今回のコロナでも、やはり町立病院は、最初に、もし出たときにはどうするかということに対しても保健所から全部していますので、院長は、それに対して対応しています。だから、今おる医師に関して、この年齢で、これ以上、どうやって働くかという意識はあると思います。決して、そんなに多い人数ではありませんし、それもあって、当直はできるだけ外部からということもあって、外に頼んでおります。やはり、外に頼む限りにおいては、逆に無理は言えませんし、医師としては応召義務というのがありますし、一応、何も無いのに診療を断ることはできないということがありますので、医師の良識には従っていると思っております。私も30何年大学で教育をしていますので、その辺は常に、もう入ったときから、逆に言いますと、自分の体は自分ではなしに、患者さんのために尽くすのが当たり前であって、それができない人は、この時点で医師になるのをやめなさいというような教育もしてはおりますが、これは本人の受け取り方だと思しますので、非常に難しいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私は別に医療関係者でもありませんが、町立病院を含めて町の責任者としてから、一般論として申し上げておきたいと思いますが、まさに、意識改革がいかに大事だというのは、それは、病院事業管理者も、そしてまた私も、病院事業だけではなくて、町の行政、職員としても、非常に意識改革が必要だということは感じておるところでございます。一般論でございますので、特別病院のこととか、町の職員のこととかいうわけでもございませんが、意識改革は、考え方とか、心の持ちようを変えるということですから、非常に抽象的でもありますし、難しい問題ではあると思っております。そして、さらに言えば、業務に取り組むその姿勢を新たに従来の姿勢とは変えていく、異なったやり方をしていく。そして、また、判断基準や優先順位を変えていくということでもありますので、今までやったことから大きく変換していくということでもありますので、意識改革がいいほうに行けば、非常にいい結果が出るんじゃないかというふうに思います。意識改革を成功させるということは、これは一般論で言っても、非常に難しい、今、石原管理者も言われましたが、非常に意識改革を成功させるということは難しい問題であろうと思います。外から、いろいろと意識改革をしなきゃいかんじゃないかとか、だめじゃないかとかいう御意見のあるのも十分耳に入っております。しかしながら、その意識改革を根づかせるとい

うことができれば、主体的に仕事に取り組むなり、その考え方を実行し、改革改善が進むんであるということについては、非常に大きな期待を持っておるところでございます。特にまた、医療関係者の意識改革につきましても、先ほどちょっと教職員の、教育委員会の問題もいろいろありましたが、医師の勤務については、一般職と違いましたから、当然ながら専門分野があり、診療分野がありますんで、それを逸脱してからやるということについては――、確かに、先生おるんじゃから診てちょうだいよということと、いやいや、私の診療科目とは違うところなんですよということと、それは、きちんと理解をしなければならぬではないかというふうに思います。ですから、今、国のほうでも盛んに言っておるのは、総合診療医をもっともっと地方に育て、総合診療医を育てて地方に配置するということがないと、地方では、専門性の高い医師が、例えば1人、大島病院におられたとしても、それで全部診れるわけではないんで、ぜひとも、総合診療医が地方に根づくような医療体制をつくらなければならないというのが、厚生労働省もよく、いろいろな場面に出ております。しかしながら、そんなに、物をつくるわけではありませんので、確かに総合診療医というような診療科目もできておるようでございますが、なかなか、それがマッチングしてないということもございます。

意識改革が必要だということは、今回の病院改革の説明会でもいろいろ話も出ましたし、また私もそれを聞いておりますが、そのことがなかなか一朝一夕にいかないということがありますが、しかしながら、石原管理者を中心として、町立病院の職員、そしてまた医師の先生方にも、この考え方、心の持ちようを変えていくという、そして、業務に取り組む姿勢を従来と変わったような判断基準、または、優先順位でやっていただくということで、いろいろ御指導をいただいておりますというふうに思っております。

言われるように、結果が出なければだめじゃないかということにもなると思うんですが、そのようなことと、もう一つは、非常に医師不足ということも大きな影響が出ておるのではないかと思いますし、今、先生のほうから、石原管理者のほうからお話がありましたが、この人数で病院を回すということは、非常に大きな大変なことではないかと思えます。外来診療だけではなくて、99ベッド、114ベッドのベッド数を抱え、そして、橘病院も現在また36ベッドを抱えて、その中で外来を含めてやっておるわけですから、それは、御存じのとおりなんで、その中で意識改革という。そして、また、町民の皆さん方から、きちんと信頼される。そして喜んでいただける。医療環境をつくっていくというのを、私を含めて病院関係者みんなで取り組まなければならないというふうに、それはきちんと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 常勤のドクターの皆さん、本当よくやられると思えますし、職員の皆さんも本当頑張っておられると私も感じています。

やっぱり、1番は休日の対応のところ、町民の皆さんから、いろいろな御相談御指摘をいただくんですけども、やっぱり、休日のことで、後ほど触れるんですけども、まず、ちょっと用意しているとおりに進めさせていただきます。

病院事業局の基本理念というのがホームページにありました。ちょっと確認をしておきたいんですが、石原管理者、ちょっと理念を教えてください。（発言する者あり）じゃあ、私が教えましょう。

地域住民に安心・安全な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼されるよう職員一丸となって努めます。という基本理念が病院事業局にあります。すばらしいと思います。ただ、実際は、あまり親しまれてないし、愛されてもないし、信頼されてもないようなふうに感じるところがあります。管理者がよく、民生常任委員会なんかで、町民にも町立病院を利用するよう意識改革をしてほしいという旨の御発言がありますが、これまで、主に夜間、休日になるんですけども、助けを求めてきた急患を断って、さらに救急車を断って、これまで町民を裏切り続けてきておるわけですね、その発言は、ちょっとどうかと思うところがありました。

まず、信頼回復に努めるのが1番だと思います。御答弁の中にありましたけども、断るにも断り方がありますね。専門外だから知りませんというふうじゃなしに、一旦受けて、専門医に回してあげるとか。問い合わせがあったら、できんけども、どここの病院ならできるかもしれんで、こちらが問い合わせしてから御紹介しますというふうなことが必要だと思います。これ、4月からは、こういうふうにされるといふ御答弁でございました。間違いはないですね。一応、もう1回確認しときます。間違いはないですね。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 言いましたけども、そのように努力します。専門外が、超急性期も、けさからもいろいろな病院に行って、当直をしてくれるときに、一応診るよというお願いと、ただ、今度は来てくれる先生においては、やっぱりちゃんと、議員さん言われるように、次の病院をちゃんと用意しとってもらおうと非常に来やすいですがということでしたので、努力してまいります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 令和の時代に合った対応をお願いいたします。

急患の対応について、私も、柳井地区広域消防組合に確認をいたしました。救急車は、救急救命士の国家資格を持った特別な訓練を受けた救急隊員が現場に来て、傷病者の状況を診て、個々の症状に応じて受け入れ先を選定されるそうです。この症状なら町立病院でも診てもらえるじゃろう、診れるじゃろうということで、町立病院に問い合わせを、まずするそうです。ただ、つい近いからちゅうんで、町立病院に問い合わせをしているというわけではないとのこと。

その問い合わせに対して、傷病者の顔一つ診ずに判断できるのは、よっぽどすごいドクターがおるんじゃないというふうな感想を持ったんですけども、さらに、それか救急車をばかにしちよるんか、ようわからんですけども、この話を含めて、総務部長、救急車の受け入れをお断りした件数、先ほど234件ですか、あったと思うんですけどもどう思いますか。分析をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 吉村議員さんのお断りの件についての御質問だと思いますけれども、まず、休日にお断りする件数が多いというところがあります。これは先ほど管理者からもお話があったと思いますけど、外部からの医師の非常勤講師で、しかも山口大学とか、広島西医療センター、県総合医療センター等から派遣いただいています、すごく総合病院ということもありまして、専門性が強く、内科の先生が、ちょっと外科の先生に——、ということがお断りしていた要因なのではないかなというふうに分析というか、感じているところです。そこは、少しでも診ていただけるようお願いしていきたいというふうには思いますけれども、あと、分析としましては、各先生の考え方とかもありまして、なかなか、一切お断りしないドクターもいらっしゃるし、状況によっては、やっぱり、内科、外科系の先生がというところがお断りの一つの要因になっているというところはあるかというふうに思っておりますけれども、今後は、各先生方とお話しながら、少しでも受け入れられるように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） それでは、休日の日直、当直ですか、システムについて、町民の皆さん、よくまだ、理解されていないと思うんです。どこのお医者さんが、何の財源で、1泊2日で、どれぐらいのお給料いただいて帰る。ちょっと、町民の皆さん、ちょっと教えてあげてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 派遣医師の多分医師の報酬だと思いますけれども、宿直した場合、1回につき、5万円です。日直が1回につき、7万円というふうに記憶しております。常勤の先生が宿日直をした場合には、1回につき、2万5,000円でございます。ただ、ちょっと、いろんな条件等によりまして、5万円のところが6万円の場合もあります。多少ちょっと条件的にお願いする上で、そういう報酬でお願いしている場合もあります。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 報酬の問題でございますが、多いか少ないかというのは、医師でございますので、一般のものではないということでございますが、要するに、こういうことが外にあまり出歩くということは、非常に私は慎重にさせていただかなければならないというふうに思っております。

ところでございます。今、この町立病院の、特に休日の日直夜間というものについては、はっきり言えば、町内の町立病院の先生方を回すことは、はっきり言ってできない状況にあります。ましてや、平日夜間でさえも、なかなか今の常勤勤務医では回らないという状況にあるわけですから、例えば、今のお話ですが、幾ら幾ら報酬をもらっちゃって、それだから断るんじゃけえのというような、殺伐な話になっては、非常に困るということになります。

例えば、ドクターに三顧の礼で当直日直をやっていただいておりますということもあるわけです。なぜかという、町立病院は、当然、1年365日の当直とそして土日の日直、祝祭日の日直、全てを回さなければ、病院としては厚生労働省の病院としての認可は受けないわけですから、ですから、それは、まさにそれは、スーパードクターが当直も日直も、そして、通常の外来も入院患者も診るのが1番。それはもちろんのことです。しかしながら、それができない状況ちゅうのは、皆さん方が今、全国の過疎地域、中山間地域の病院の現状というのは、大変よく御理解いただいちょう議員さんだというふうに思っております。このことを、医師をですね、どう言いますか、もっとやれよと、もっとやれよということだけでは、解決するような問題じゃ全くなくて、全国の過疎地域、僻地、離島、中山間地域、ここに持っている公立病院がいかに大変かということ、むしろ、先ほど議員さんからもお話がありましたが、できるだけ、通常の町立病院をもっともっと利用しようじゃないかという、その運動を起こしてもらいたいというふうな気持ちもあります。その前にぜひとも、議員さんも診療をいただきたいというふうに思っております。そして実は、休日夜間と宿日直、祝祭日の宿日直というもののドクターを日直用に、宿日直に来ていただくのに、石原管理者がどのぐらい御苦労されておるか。そして、医師免許を持ってない人を幾ら呼んできたって、絶対に役に立たないわけですから、それですから、確かにスーパードクター、何でも診ますよというドクターを夜間も日直も持ってくるのが1番いい、連れてくるのが1番いいとは十分わかっています。しかしながら、それが今の日本の医療体制、日本の特に僻地の医療体制というのは、どういう状況にあるかということは、むしろ私たちは、議員の皆さん方に、もっともって御理解と、皆さん方のほうからも、住民の皆さん方にそういうことをきちんと御説明をいただかなければ、地域の医療は当然崩壊しますし、町立病院も維持できなくなる。これは医師がいなければ、病院は運営できないわけですから、病院というのは、いつもかつも常にやっておれば、どんどんどんどんやれるというものじゃ全くなくて、どのぐらい医師の確保が大変なのか。そしてまた、その医師の確保の中でも、できるだけ、いい医師を確保しなければならぬし、またさらに言えば、夜間でも日直でも休日でもやっていただくというような、そこだけに来ていただくという医師も確保しなければならぬ。そういう非常に難しい経営の中。そしてその中で、また、医師を確保しなければならぬということでもありますんで、私は、石原先生が事業管理者をやっていただいておりますからこそ、これだけの医師がまだ確保できておる

んだというふうに思っております、そこら辺は、ぜひとも、議員の皆さん方にも、その点だけでも、ぜひとも御理解をいただかなければなりません。そして、その上でいい医師で、そしてまた、医師に意識改革もしていただき、そしていろいろな、そういう御要望にこたえていただくというのはもちろんでございます。しかしながら、その前には医師を確保しなければならないということも切実にあるわけでございますから、ただ単に、意識改革をせよ、せよと言うだけでは、なかなかおさまらないということ、ぜひとも議員の皆さんに、まず御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 町長が、もう、あんまり言うなということだろうと思います。

実は、当直のことについて、あと5つぐらい質問あったんですけども、後ほど控え室でお話しましょう。ここでは話せないお話もありますので。

ちょっと私、スマホ中毒なんで、寝るまでスマホを見ているんですけども、いろんなニュースを目にするんですけども、そんな中、大赤字の市民病院をV字回復させた37歳院長という記事があったんです。早速アマゾンで雑誌を購入しました。医学部進学大百科、多分御存じだと思うんですけども、1,600円。この中に、その記事が巻頭でありまして、三重県の国民健康保険志摩市民病院の話、御存じだと思うんですけども、これですね、絶対に断らないで、赤字4億円を削減。こういう例があります。御存じですね。

一応、これがどうこうちゅうんじゃないですけども、こういう例がありますというのを皆さんに御紹介して、紹介だけしてそれ以上は言いません。後で言います。

2016年の話です。この病院の内科医の江角悠太さん、当時34歳でございます。当時年間7億円以上の赤字を出していたこの病院は、診療所への規模縮小が検討されていた。その方針のもと、江角さん以外の医師が辞職。この病院がなくなったら、志摩市の医療が崩壊すると危機感を持つ江角さん以外、院長のなり手がなかった。病院として成り立たせるために知り合いの医師2人を必死にくどき、仕事を開始した。ただ、そこから、若き新院長は驚きの手腕を見せます。毎年1億円もの赤字を削減。4年目となる来年度には、市の予算で許容される赤字3億円という採算ラインまで達成するところまで経営を立て直したのだ。何をしたら、これほどの赤字を削減できるのか。大胆なリストラやコストカットを断行したのかと思ったら、外来や入院患者が増えたことによる純粋な収益増だといえます。それまでは、市民病院は、救急要請があっても、専門外だと言って断ってばかりいたんです。どっかで聞いたことありますね。そのため、収入も少なく、地域住民からも信頼されていなかった。これもどっかで聞いたことある話。だから、私が院長になったときに、絶対に断らないをモットーに掲げました。これをやり続けたら、患者さんが来てくれるようになりました。医療のニーズは地元にあったんです。そして、職員のモチベー

ションもすごく上がった。これには感動しました。

こういう話が実際にあります。後で話しましょう。これ以上は言いません。

絶対に断らないで、4年間で赤字4億円削減。一方、断り続けて、4年間で赤字が25億円という自治体もございます。

子供の診療について、ちょっと伺います。

ちょっと想定しちよったあれと違うんで、びっくりしちよるんですけども、これも来年からは、来年度からは、子供は、比較的軽傷な子供は町立病院で診ますというふうな御答弁に聞こえたんですが、これ、間違いないですか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 令和2年度からは、開業医を含む町内全ての医療機関が、休日・夜間小児診療協力機関となったことから、比較的軽症の小児の診療をすることとしておりますということで、軽傷でというのが、小児は特に乳幼児はほとんど診れません。普通のドクターでは、急変しますので、それはもう逆に危ないから、乳幼児はやめたほうがいいと思います。ある程度の年齢をたって、昼間とか、夕方等の、夜間、休日とか、夕方とかで、患者さんは診れるけれども、10時過ぎて、また、12時ごろにかなり連れてこられる患者さんというのは、子供でも重症の場合が多いので、はじめから専門のところに行ったほうがいい場合もあるので、何とも言えません。この辺、いろいろ小児科の先生とも話したんですが、非常に難しいところがあるので、そりゃあ、99%は大丈夫なんですけど、1%に、もしも、何かがあったときには、もう大変ですので、その辺があるので、なかなか難しい。特に子供の場合は急変しますので、そこはあるので、ここで全て診るとか、どうこうという約束はできませんし、幸い徳山中央病院は、七、八人小児科がいても、全てを引き受けることになっています。ただ、周東病院ですら、常勤が1人で、あと非常勤という形になっていますので、やっぱり、非常に小児の場合は、重症の場合は、非常に難しいかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） じゃあ、休日・夜間の比較的軽症な幼児は診ていただけるということ。実際、平日の昼間でも、風邪とか、インフルエンザとか、いうふうなんやったら、できれば診てもらいたいと思うのが町民の気持ちなんですけども、定住促進の面から考えても、子供の診療でできる範囲のことはやっていただきたいと思えます。ねえ、中村総務部長、定住促進から考えてもそうだと思いますか。はい、じゃあ、あまり言いません。

じゃあ、済みません。バスの件を伺います。

バスも、バスの更新の際には、小さいバスに変えていこうかなというふうな考えもあるという御答弁だった。それを提案しようと思っていたところなんですけども、一応、町民から見ると、

誰も乗っちゃらんのに大きなバスがぐるぐる走って、邪魔になるし、困るわけです。道が狭いですからね。あの程度の乗車数なら、ミニバンとか、軽四で十分なんじゃないかというふうな御意見をたくさんいただいています。小型化すれば、今みたいなバス停まで出てきてもらわんでも、玄関先までお送りできて、サービスの向上につながるんじゃないかというふうな考えもあります。

さらに、予約制なんか、少ないところは、予約制なんかにすれば、空車で走るようなこともなくなるんじゃないかと思います。あんまり個別の路線について触れていけないかなと思ったんですけど、私、朝、ここに来るときに、屋代を超えてくるんですけども、大体狭いところで、マイクロナにすれ違うんです。事務長さんが一生懸命運転されて、誰も乗ってないバスをね、時間ももったいないと思うんですけど、この路線に関しては、例えば、乗り合いタクシーが同じ路線を走っていますよね。それに乗っていただいて、病院を利用した患者さんについては、病院が料金を負担するとかいうふうにしても、かなりのコストダウンにはなるんじゃないかなというふうな感想は持っています。

きょうは、町長から、あんまり言うなというふうなことをいただいていますので、きょうは、これぐらいでまとめに入りたいと思いますけども、町立病院を町民の皆さんに利用していただくには、基本理念にありますように、親しまれ、愛され、信頼される組織になるしかありません。そのためには、なるべく断らないこと、子供もできるだけ診てあげることにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

きょうは、これぐらいで終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 58 分休憩

.....

午後 3 時 09 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

13 番、尾元議員。

○議員（13 番 尾元 武君） 本日最後の一般質問となりました。どうぞ、よろしく願いをいたします。

それでは、私のほうからは、防災・減災対策につきまして、その内容を具体的に提出させていただきます。

この内容につきましては、防災特別委員会におきまして、平成 30 年の 12 月、その方向性で、

みんなで協議をした内容が大きく含まれております。

そういった中で、午前中の一般質問で、同僚議員からも同じ内容のことで質問がありましたけど、その後の再質問等々ございますので、申しわけございませんが、再度繰り返しをさせていただきますけど、その旨、御理解のほどよろしく願います。

では、私のほうから、1番に、長期断水を踏まえた供給可能水源の位置情報の整備について、質問いたします。

近年、自然災害は主に豪雨災害が頻発しています。河川の氾濫、洪水、高潮による浸水、土砂崩れなどによって、甚大な被害が発生します。台風の場合はもちろん暴風雨による風害も起こります。去年は運よく台風の経路がそれ、免れたのも現状であります。地球の温暖化に伴い、巨大化する自然災害、全く、いつ被害を受けてもおかしくないのが現状であります。そこで、町長の主要施策の1つであります。防災安全対策に関連して、長期断水を踏まえた供給可能水源、つまり2次水源のあり方について質問をいたします。

自然災害ではなかったとはいえ、一昨年の大島大橋貨物船衝突事故では、40日間の断水をもたらし、多方面より支援をいただき、力を合わせて乗り越えたことは記憶に新しいところであります。

こうした経験を教訓に、より災害に強い町として、生まれ変わるべきと考えるのは、もちろん私だけではありません。

そこで、質問いたします。

本議会初日、町長より行政報告があり、その中で、非常用自己水源井戸の調査についての報告がありました。久賀、東和、橋地区の自己水源所在地の報告はありましたが、大島地区のみ非常用の自己水源井戸の所在地の報告がなかったように受けとめました。面積が1番広く、また、人口も多い当地区に補助水源が確保されていないこと自体、理解できないし、別の対応策すら報告がなかったことは、いささか残念に感じるところであります。

確認のため、再度、非常用水源の場所についてお伺いいたします。

飲料水に限らず、生活用水を含めて何カ所か対応を求めるものであります。どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

またあわせて、各地区で、その当時、断水時に井戸水を供給していただくという目的で検査を受け、適合とされた各家庭井戸の所有者等を新たに再度確認を行い、リストとして、また井戸水マップ的なものを基礎資料として整えておくことは必要と思うがいかがなものでしょうか。自主防災組織や自治会が確認、保有することも必要と考えておる次第でございます。御答弁のほど、よろしく願います。

次に、防災関係施設の実態、点検整備についてであります。

防災関係施設とは、樋門、陸こう、排水施設等であります。

まず、どれくらいの基数の防災関係施設があるのか、お尋ねいたします。

また、それぞれに、その機能性を発揮するためには、定期的な保守点検及びメンテナンスの実施が求められます。県の所有物もありますが、多くの施設は町から地元自治会や消防団、あるいは、個人へ管理委託され、町直轄のものについては、職員が対応するとお聞きしております。

そこで、私からの質問は、高齢化が進む本町として、受託者の年齢や健康状態の確認をし、適切に対応できるか否か、調査確認することも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、施設に不備があった場合のスムーズな修理対応が求められますが、どのように把握し、処理対応しているのか、お伺いするものであります。

3番目に、自主防災組織と密接な連携・実効性のある組織としての啓発活動及び町の災害時におけるBCP、これは業務継続計画についてであります。この2点についてお尋ねいたします。

まず、自主防災組織決定、結成の総数及び決成率、または、近年度の認定数等をお尋ねするものであります。また、各地区の訓練状況は、どのような状況にあるでしょうか。お尋ねいたします。

組織内での約束等の変更があった場合、届け出があるか否か。また、町と連携を持つためには必要と考えるがいかがなものでしょうか。

また、啓発活動も含め、去る2月9日には防災講演会が大島防災センターで行われております。定員の300名に近い住民の皆さんが参加していたように思いますが、参加者はリーダー的存在の方が多数でありました。自主防災設立を目的にしている当初は、リーダーの育成ということも大切な時期でありましたが、これからは、地域で膝を交えての交流、啓発、育成が求められる段階と私は思っておりますが、いかがでしょうか。

例えば、地域でのミニ防災講習会等は足も運びやすく、和やかに伝えることができるので、ぜひとも、こういった展開が行われることを望むものであります。

例えば、ワンテーマディスカッション、今、町長御就任以来ずっと続けていらっしゃいますが、そういった形のを、防災を主体とした形で、地元から、こちらに申請をさせていただき、そこに出向き、膝を交えて、その地域に合った防災についての話し合い、また、実効性のあるものを展開していく。そういったところに助言をいただく等の施策であります。そういった内容が3点目であります。

3点目のもう一つにつきまして、最後に、BCPであります。計画についてであります。

周防大島町地域防災計画の本編、平成28年3月に出ております。その第6章に災害応急体制の整備が明記されております。その5項において、町は大規模災害が発生し、町庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務は優先度の高い通常業務を適切に実施できるように、業

務継続計画、BCPを策定するとあります。

先般、商工会におきましては、中小企業を対象に、BCP事業の継続計画について作成の講習会が実施されたところです。自然災害や新型コロナウイルス等の感染症とその他不測の事態が発生したときの緊急時対応手段として、本町においては、その機能が十分に継続発揮できるためにも、BCP業務継続計画とはどのように策定がされているのか、お尋ねするものであります。

以上4点、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 尾元議員さんの長期断水を踏まえた供給可能水源の位置情報の整備についてという御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

一昨年の大島大橋損傷事故によりまして、水の確保に多大な負担が発生したことから、令和元年度におきまして、旧簡易水道施設水源井戸調査を実施いたしました。

議会初日、行政報告にて経過を説明させていただきましたが、御指摘のとおり、非常用水源に用いる旧水源池は大島地区を除く3カ所と報告をいたしました。久賀の山田下、油宇の面田、鹿家、旧橋の鹿家。町では、大島地区における調査候補地として、旧簡易水源11水源池のうち浅井戸である水源池、旧小松浄水場、旧日見水源池の2カ所を上げていました。しかしながら、旧小松浄水場は水質検査にて大腸菌が検出され基準を満たすことができず、旧日見水源池は揚水量調査後の復元力が低いため、いずれも断念をしたところであります。

その対応策といたしまして、三蒲・小松・屋代地区においては、今回の非常用水源池候補の中で1番の揚水量を確保することができる久賀からの給水を考えております。

また、志佐・沖浦地区につきましては、行政報告の後に、さらに西安下庄地区、安西水源も給水車の補水基地として利用可能との追加報告が受託業者からあったことから、安下庄からの給水を考えているところであります。

ただし、飲料水と生活用水を区別して運搬・給水するということにつきましては、誤って生活用水を飲用に使用するなど、衛生面の安全を担保することができないということから、水道法の水質基準を満たした飲用可の水を給水するというのを考えております。

なお、大島大橋が通行可能であれば、前回、また前々回と同様に、大島観光センターを補水基地とすることもできると考えております。

次に、井戸水マップ作成についての御質問でございますが、御存じのとおり、本町では一昨年の大島大橋事故による断水に伴いまして、町内各地区で自治会を通じて、井戸水の水質検査を実施し多くの所有者の方々から御協力をいただきました。

尾元議員から、井戸水マップを作成し、自主防災組織や自治会等に、その情報を提供することも必要ではないかとの御意見でございますが、確かにそういった取り組みをされている自治体も

あることは承知をいたしております。

しかしながら、正確な情報、要するに飲料水の適否等、正確な情報を提供するためには、やはり定期的にこの井戸の管理、そして清掃、そして水質検査を実施するという必要があることや、当然のことながら所有者の同意等、クリアしなくてはならない課題もたくさんありまして、現時点では井戸水マップを作成し周知することは考えておりません。

ただ、町といたしましては、大島大橋事故のときに、水質検査を実施した箇所等の情報は管理いたしておりますので、有事の際はその情報をもとに再度御協力をいただけるようお願いをし、水質検査をした後に、周辺で活用していただきたいというふうにも考えておるところでございます。

以下の質問につきましては、それぞれの担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 尾元議員さんの防災関係施設の実態と点検整備についての2項目の御質問にお答えいたします。

はじめに、水門、樋門、陸こう、排水施設等の防災関連施設の数につきまして、お答えします。

水門は、県の施設が23基、町の施設が6基、合計29基、樋門は、県の施設が20基、町の施設が13基で合計33基、陸こうは、県の施設が321基、町の施設が242基で合計563基、排水機場等が県の施設2基、町の施設が22基で合計24基となり、総計で649基の施設となります。

649基のうち、地元自治会や消防団、個人を含めて548基について、管理委託をしております。残る101基は県職員や町職員が直接管理しているものやフラップゲートなどの自動開閉式のものでございます。

次に、受託者の健康状態等を確認して適切に対応できるか否かを確認しているか、ということですが、毎年の委託契約更新時に受託者に施設の操作の可否を確認して、委託契約を締結しておりますので、その時点での確認となっております。

御質問の中にもございますが、これからの施設の管理委託についても受託者の高齢化等が懸念されておりますので、県の施設については、操作の電動化や自動化を要望しており、少しずつではありますが、改善されてきております。

また、町の施設については、陸こうでは、差し板式から、鉄扉化するなどで受託者の負担軽減や、安全性の向上に努めているところです。

さらに、施設の定期的な保守点検やメンテナンスについてですが、町が実施する定期的な施設点検、担当課のパトロール時の確認や、管理受託者からの報告により早期の不具合の把握に努めております。

また、不具合を確認した際、県の施設については、発覚の都度、県へ報告を行い、修理等の迅速な対応を求めています。町の施設については、不具合箇所の判明後、予算措置や時期などによっては即応できない場合もありますが、早急に対応できるよう努めてまいっております。

近年の極端な集中豪雨や台風、高潮、地震、津波等が懸念される中、今後も施設の適正な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私からは、尾元議員さんの、自主防災組織の啓発活動及び業務継続計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、自主防災組織についてでございますが、本町では平成24年4月に地域の自主的な防災活動の推進を図ることを目的として、周防大島町自主防災組織認定要綱を制定しております。

この要綱に基づき自主防災組織として認定されたものは、現在まで74組織であり、町全体の結成率は47.1%という状況であり、組織の代表の変更があった場合などは、その都度、町に届けるものとなっております。

また、近年の組織認定状況については、要綱が制定された平成24年度は25組織、25年度は16組織と多くの自主防災組織が結成され同時に認定を受けておりましたが、ここ数年、10組織以下の認定となっている状況でございます。

次に、各地区での防災訓練の実施状況についてでございますが、地域住民による地震その他災害に備えた自主的な防災活動の促進を図るため、周防大島町自主防災組織等防災訓練補助金交付要綱を定め、防災訓練を実施した自主防災組織及び自治会に対して基準に応じ補助金を支出しております。

近年の実績を申し上げますと、平成29年度は37件の訓練に対し、87万1,800円の補助、平成30年度は40件の訓練に対し、96万9,600円の補助を行っており、今年度につきましては、29の組織で防災訓練が実施されているところでございます。

今回、尾元議員さんから、これからは地域で膝を交えての交流、啓発、育成が求められる段階ではないかとの御指摘、御提案ございましたように、今後は、地域でのミニ防災講演会等の開催や、近所単位での防災会等の育成など少数でも防災対策に取り組めるような要綱改正を含めた体制づくり等、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画、BCPと申しますけれども、について町はこの計画を策定しているのかとの御質問でございます。

この計画は、大規模災害が発生した際には、役場自体も被災し、利用できる資源に制約がある状況下における非常時優先業務をあらかじめ特定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図る目的として、平成29年3月に策定し、平成

30年4月に修正を加えております。

今後も、必要に応じ随時見直しを行い、より実効性のある計画となるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） ありがとうございます。

まず、長期断水の補助水源の件につきまして、この件につきましては、先ほども久保議員のほうからも質問がございました。それで、私がおそのときの答弁も含めて思いますところ、実際に町長からの御答弁も十二分に理解しております。そういった中で、今、給水車は大島郡内に1台、どこまでも橋が渡れるということを想定するかしらないかというところで、大きな違いもあるんですが、仮に橋が渡ることができても、橋の向こうに水を取りに行くというのは、ラッシュに合えば、非常に困難な状況になるというのを、まず第1の現状であります。

久賀のほうに水を取りに行く、また、西安下庄のほうに沖浦地区が取りに行く。片道が約15分、20分という話でしたけど、それで、往復して、その倍の時間。給水、タンクに積む時間を含めたら、かれこれ、小1時間かかる。1時間かかって、2トンの水が届く。それを1台の車で、旧大島町地区をどのように対応するんだろうか。そういった不安がございます。

なおかつ、そういった給水車は、基本的に、そういった災害時には、病院、福祉施設、そういったところのタンクに受水するのが1番に、そういった活動に出るのではないかなど。これが優先順位というふうに判断されるように、私は思っております。そうすると対応策はないんです。

1時間に、仮に1時間ぐらいかかって、2トンの水が来たって、どうしようもないんです。だから、この東和、久賀、橘地区は、今までの水源が使えてよかったじゃないですか。じゃあ、大島地区に何とか確保するために、もう少し対応策を考えていただきたい。ここは本当に大事なところなんです。実際、補助水源として報告をいただいたのは、和佐地区、油良地区ですか。西安下庄地区。そういったところは、少量だけど水質がいいとそういった形でのお話でありました。やはり、大島地区には、本当にそんなに水はよくなかったんだろうかと思う次第ですけど、1つお尋ねしたいのが、例えば、大島浄水場というのは大島中学校横の水源地のことですね、はい。その水質検査をするに当たって、手順といいますか、どの程度の中の水をくみかえて、掃除をした形で、水を採取して検査を受けたのか。その辺の採取の状況をわかれば、教えていただきたい。もし、そのまま水を取ったのであれば、動いてない水にいろんな菌がおるのは当たり前のことです。済みません、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 尾元議員さんの御質問での大島、旧小松浄水場の水の水質検査の状況でございますが、ちょっと何トンくみ上げてというところまでは、今、手元の資料がない

ので承知しておりませんが、あくまで、水をくみ上げて復元する能力を検査した後に水質検査を行ったというふうに理解しておりますので、長期間たまっている水を水質検査したわけではございません。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 大腸菌の検出というのは、本当に基本の13目に、水質検査の13目にしても、1番出てはならないものが検出されたということで、結果としては残念なところなんです。そういった中で、生活用水を運ぶことはできないという見解も十二分にわかります。ただここで、大島郡内、例えば大きな災害があったときに、本当に水を運搬できる状況。先ほどは燃料の話もありましたけど、個人で回るにしても、大きな燃料を使用しないことには取りにいけない。そんな現状が果たして、1地区だけあっていいわけではないというのが私の見解であります。

どうぞ、ここには予算を投資してでも、4地区が均等な形になるような対応をしていただきたい。これは私からのお願いであります。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、陸こう等ですね、排水施設等に関して、その前に済みません。井戸マップリスト、これに関しましては先ほどお話がありました。実際、私たちも防災特別委員会で、津久見市のほうに、大分県ですね、津久見のほうに行ったときには、実際、その自治体がマップ等を作成して配布してらっしゃった現状がございました。実際、その水質というのがいつまで確保されるものかわからないといえば、実際そういう状況はしっかり理解もしております。しっかりと町のほうのリストというものを緊急のときにも、各自治会、また、自主防災組織のほうに報告ができる体制というのはしっかりと組んでいただいて、いざというとき、有事の際に備えていただきたいと思っております。しっかりとこの旨、本当1年、一昨年のことですので、検査を受けた皆さんも、その気になっていらっしゃる。その思いというものをしっかりと酌み取った形というのを保持していただける体制というものを希求するものであります。

続きまして、防災関係施設です。

これにつきましては649、総計ですね。これだけの施設があるように今、お伺いしたところであります。健康状態等々を最初に、契約のときに目視といいますか、しっかり見て、その方が大丈夫かどうかということを担当課のほうで、しっかりと検査といいますか、しっかりと調べているという状況という形での御答弁だったと思っております。

一応、体調不良はありませんかとか、そういったこと、何かチェックリスト的なものも記入できるような形で作成しておれば、ただ、単に担当職員の見た目というよりは、明快なものがあるのではないかなと、そういった病院にかかっているかかかってないも含めて、そういったところも非常に大事なことと思っておりますので、そういった対応をお願いできればと思います。

また本当に、大島、また島であるがゆえに、高潮等、また、洪水、水害、とにかく水に関しては1番気になる。災害として起きやすい状況といたしますか、それに対して、本当に例えば、締めりが悪い、陸こう等々ですね、そういったものがあつたときに、緊急的にでも対応ができるように、その辺の予算的な対応というのは十二分に行われているのだろうか。また、新規でつくっていただきたいとか、そういった要望等々があつた場合、そういったところもある意味、優先的に、私は予算組も必要ではないかなと。たしか、再編交付金のほうで、陸こう等の予算組はされておるように、私も認識はしておりますけど、その辺の予算、要望に対して、予算状況というのはいかがなものでしょうか。もし、わかれば、教えていただきたい。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの健康状態等の確認なんですけど、委託契約を結ぶときに、お互いが当事者同士で話しますんで、もし、健康上不安があれば、私は、続けてやることができないとかいうような回答を得ますので、次の方を探すとか、あるいは見つかるまでは、担当課の職員がそこへ行くとかいうことで対応しています。

また要望等につきましては、現在のところ、特に、ここをどうしてくれという要望はございませんが、そういうのがあれば、先ほど答弁したように、即応はできないかもしれませんが、例えば、翌年度にやるとか補正で対応するとか、とかいうほうにのやり方で対応していこうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 尾元議員さんの再質問でございますが、今回、予備的な水源の調査を行いましたところ、3カ所の旧町の簡易水道水源が確保、利用可能であるということが結果としてわかりました。

今、再質問の中で、いろいろ御質問がありましたが、これをどのような災害を想定して、じゃあ、その対応策を今考えておるのかという話になると思うんです。私たちが今、この水源調査をやったのは、一昨年の大島大橋のときに40日間の断水が続いた。そのときに、島より外の水を確保できない状態にありました。当然、橋の交通規制がかかってということですが、そうしたときに、町内に予備水源があれば、もっともっと助かったはずだということを前提に、町内の予備水源の確保をしておこうという調査をしたということでございます。ですから、前提条件は、一昨年の10月の大島大橋の事故であれば、例えばそういうことが、外から水を運んできて、あのときは外から船で運んできたわけですから、そういうことをしなくても済むような方法を、船で運ぶっちゃ、非常に効率が悪かったということもありますんで、そういうことができないかということがまず大前提であつて、その水源の確保ということでございました。ですからそのときは、県内の各自治体を中心に、広島県の西部のほうも来ていただきましたが、14台の給水車を

派遣していただきました。それでもってから、町内各所に給水車を回し、そしてまた、その町民の皆さん方にその給水車まで運びに来ていただいて、給水したという状況でございます。ですから、それで十分だというふうには思っていないんですが、実はあのときに、こうだったから、それに対して対応するのは、町内に水源があるとすごく助かるということを前提に考えた調査でございます。ですから、完璧な水源確保ということでは、当然ありません。

もう一つは、先ほどもありましたが、橋が渡れたとしてもあこがラッシュで、大島の観光センターのところに水を取りに行くのに時間がかかるではないかというようなことも、当然あります。しかしながら、先ほども申し上げましたように、前回と一昨年10月ではなくて、その前の1月のときですね、そのときには、当然橋は通れたわけですから、当然、大島の観光センターの前から、どんどん給水をして、それは、東和町の端まで、東の端まで全部給水したという実績もあるわけでございますから、そのようなことも含めて、橋が通れなかったら、今回のこの水源を使おうじゃないかということでございますので、橋が通れるのであれば、それは、大島の観光センターまで取りに行けば、十分あるということも考えられます。ですが、災害の想定の数合わせですね。どういう災害を想定するのかということになります。例えば、先ほどの久保議員さんの質疑の中にもありましたが、柳井広域水道企業団の水道水源、または、弥栄ダムからの日積までの送水管が破断したということになりますと、これは取りに行く先も、大島にはないわけですから、それを想定しておるわけでは当然ありません。ですから、それは今後、じゃあ、それがなくなると言えるのかと言われると、それも可能性としてはゼロじゃないと思います。そうしますと、どのような災害をまず想定して、今回の対策を考えるのか。じゃあ次は、今度は、どのような災害を想定して考えるのかという段階をつくらないと、全てに対応できるような、全ての災害対応できるような対策を考えておくというのは、非常に無理があるというふうに思っております。

先ほどの御質問の中にもありましたが、南海トラフ地震が来れば、当然ながら、3.数メートルぐらいの津波をあわせた、3.数メートルぐらいつかるわけですから、まだまだ、想定できないような大きな被害が出るのではないかと思います。それに対してそれじゃあ、水源をきちんと確保できるかという、今の水源でも水没するところは、たくさん出るんじゃないかと思いませんので、そういうことまでは、今は想定されておりませんので、今の予備的な水源の確保または調査というのは、一昨年の災害を想定としたときのということを前提にということと考えていただきたいと思います。

もう1点、大島地区に水源がないというのは非常に不安だということがございました。1台の給水車で運ぶのであれば、非常に効率が悪いと思いますが、大島だけの災害であれば、他の市町から、一昨年のように給水車は派遣いただけるという協定もございます。しかしながら、県内全域とか、または中国地方、四国地方がばっさりいってしまうということになると、これはちよっ

と、今考えておる今回の予備水源の調査では、今回は想定してない調査ですから、それはそれとして、別の段階で、きちんとした対応調査をしなければならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） ありがとうございます。先ほど町長からも、南海トラフ、30年以内に70から80%。先般の断水の時、これは、ああいった衝突事故も一つの災害であるという形で、本当にきれいな断水のための災害というものを人災として、私たちは体験したような感が私は持っているんです。だから、これを教訓にして、自然災害だったら、必ず、ほかにも何か必ず起きているんです。こういった事態になったときには、じゃあ、そのときをやっぱり、ある意味、次の段階でも結構ですので、今はこれで、次の段階をぜひともお考えをいただきたいなと思っております。自然災害、必ずや、道路の寸断等も土砂崩れ等も十二分に考えられることじゃないかなと、そういった感がいたしております。

どうぞ今回は、先般の水道の事故に関して、その対応ということでの展開での結論といたしましたならば、これはこれでこの段階で、次の段階としてあと一つどうしても、大島地区には大島地区としての、何かあったときに島内で対応ができるように。そして水も、飲料水、最悪の事態になったら、どんな水でも煮沸すりゃあ、飲めるんです。そんな勢いを持つ中にも、私は、町からは、こういう対応を大島地区にやっていますというものが何もないんです、今。ただ運ぶという、その運ぶというところに私は、本当に運べるのって言いたい。そういったところで、何かあったときに、本当によそから14台来たという話ですけど、それを期待できるような南海トラフという、今、私たちがどうしても頭で想定するものには、そんな生やさしいものではないんじゃないかなと。もし、来たときにですね。そのもしが、70から80%って言われる。その部分を真摯に私は受けとめておりますので、その辺の思いを理解していただければと思っておるわけでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、自主防災組織との連携ということで、実効性のある組織としての啓発活動ですね、これについて御答弁いただきありがとうございます。

本当に、ある程度できる中に、実効性また訓練等もできて、正直なところ、なかなかできていない組織という、活動の見えない組織というのも、現状としてございます。そういった中で、一時的にはリーダー的な存在をつくって、より多くの自治会等を含めた形での結成をしようじゃないかなと、そういう展開の中で、いろいろ資機材の補助等もいただきながら、組んでまいりました。しかし今、24年から始めて、令和の2年を迎え、本当に段階的に組織の内容というのも変わっていく、進化していくべきじゃないかな、そのように感じております。

例えば、一つが、最初の自主防災組織の組織表というのは、はじめにひな型があったんですが、

それはあとの救助体制、救助体制にどういう人がどこに入ってという形で、給水係はこの人よ、この人が誰を運びましょうとか、そういった形の自主防だったんですけど、実際、どういったときに災害が起きるかわからない。だから、いるともいないとも、わからない人たちを当てがった形で作ってらっしゃる。そこに機能がなかったという現状がございました。今、先般の防災の講演会等で、先生からのお話を聞けば、いかに減災に、自分たちが安全に乗り越えることができるかという、その対応策、事前の対策、そっちのほうに重点的なものを置いているんです。

例えば、今回の広報にも取り上げていましたけど、本当に、ここにおれば、自分は家の中でも安全ですよという安全な場所、そういったところをしっかりと取り決めておく。物も落ちない。そして、外に出やすいところとか、そういった部分。避難所生活がどれだけ、言葉は悪いですけどつらいものか。そういった部分を含めて、自宅で避難ができるような形をつくるのも大事ですよ。そういった話の流れもございます。ここで、1つ1つを私も箇条書きで書いておるんですけど、挙げれば時間ばかりがたちますので、割愛をさせていただきますけど、実際、そういった話の内容を、膝を交えた形で、先ほども部長のほうから非常に前向きな御意見をいただきまして、非常にありがたかったんですけど、要綱内容もしっかりと、そういった、これからに合った形の自主防災組織の結成、また、避難活動、減災、防災活動ですね、そういったところに着眼してお願いしたいと思うわけでありまして。

最後にBCPですね、BCP、業務の継続計画につきまして、これにつきましては私も、後からまた、手直しまでされて作成してらっしゃるというふうにお聞きをしましたけど、先般、ちょうど3月、3. 11、特集の番組がNHK等でも放送されておりました。岩手県大槌町、大槌町ですね、こちらのほうで、こういったマニュアルに沿って、大きな地震が来たときには、その対策本部を高台に設ける。大きな災害が来たときにはという言葉の文言の理解の仕方で、そのまま本庁におった人と高台に本部ができると思って上がった人がおっちゃった。下におった方は、もう凍りつき症候群という言葉も、この間、講演会でありましたけど、どうしていいか、上からのただ単に指示を待とうと。携帯も使えない。何の情報も入らない。そういった中で、待つ中に津波が来て、多くの職員が流されてしまって、上に上がった福祉課の一同全てが助かることができました。そういった事例のことを3. 11の日にやっておりました。実際できていても、その内容がしっかりと周知徹底されているのか。そして、もちろん役場の職員の皆さんは人事がございまして、異動ももちろんあります。そういった中で、自分の担当の業務で、何を優先順位にするのか。そういったところもしっかりと、また、新たな年を迎えるに当たって、周知徹底をしていただきたい。そのように思うわけがございます。

いろいろと述べましたけど、どうぞこれからも、防災・減災に対して、私の結論は、減災、とにかく人様に迷惑をかけないように、自分たちは自分の命を守っていきます。そういったのが

1 番の基本ではないかなと思っております。

どうぞ今後とも、町主導の御指導のもとに、安心安全のまちづくりによりしくお願いしたいと思えます。

私からは終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、尾元議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は、3月24日午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時52分散会
